

地震・津波編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 防災体制の確立	3
第1 組織の整備	3
第2 防災訓練の推進	5
第3 防災広報・防災教育の充実	6
第4 調査・研究	8
第2節 地盤災害予防対策	9
第1 土砂災害の防止	9
第2 液状化対策	10
第3節 防災都市づくり	11
第1 地震火災の防止	11
第2 建築物不燃化の促進	12
第3 都市空間の保全	13
第4 市街地の整備	13
第5 建築物等の耐震化	13
第6 道路・橋梁等の整備	14
第7 ライフライン施設の耐震化	14
第4節 備蓄・物流・燃料対策	16
第1 備蓄対策	16
第2 物流対策	17
第3 燃料対策	17
第5節 防災施設等の整備	18
第1 防災拠点等の整備	18
第2 地域防災拠点の整備	20
第3 避難路の整備	20
第6節 応急対策の環境整備	21
第1 救護医療体制の整備	21
第2 情報連絡体制の整備	22
第3 給水体制の整備	22
第4 緊急輸送体制の整備	22
第5 ボランティア受入れのための環境整備	23
第6 本部機能の環境整備	23
第7 避難体制の整備	24
第7節 要配慮者の安全確保対策	25
第1 在宅要配慮者への対応	25
第2 社会福祉施設等における防災対策	27
第3 外国人への対策	28
第8節 帰宅困難者等対策	29
第1 一斉帰宅の抑制等	29
第2 帰宅困難者の安全確保	29
第9節 津波災害予防対策	30

第1 津波防災教育等	30
第2 津波避難対策	31
第3 津波防護施設等の整備	32
第2章 災害応急対策計画	35
第1節 災害応急活動体制	37
第1 警戒体制の確立	37
第2 災害対策本部の設置	38
第3 動員・配備	40
第4 防災関係機関との連携	41
第5 災害対策本部解散後の対応	41
第2節 情報の収集・伝達	42
第1 地震情報等の収集・伝達	42
第2 通信連絡体制の確保	43
第3 被害調査	44
第4 災害報告	45
第5 被災者台帳の作成・活用	46
第3節 災害広報・相談	48
第1 災害時の広報	48
第2 災害相談	49
第3 報道機関への対応	50
第4節 消防・救助救急・危険物等対策	51
第1 消防活動	51
第2 救助・救急	52
第3 危険物等の対策	53
第5節 医療救護・防疫	55
第1 応急医療活動	55
第2 防疫活動	56
第3 保健活動	57
第6節 避難対策	59
第1 避難指示等	59
第2 避難所の開設	61
第3 避難所の運営	62
第4 避難所の閉鎖	64
第5 在宅避難者等の支援	64
第6 広域避難	64
第7 広域一時滞在	64
第7節 生活救援	67
第1 応急給水	67
第2 食料の供給	68
第3 生活必需品の供給	69
第4 救援物資の要請・受入れ	70
第5 燃料の確保及び供給	70
第8節 交通・緊急輸送	71

第1 交通対策	71
第2 緊急輸送	73
第3 緊急通行車両等の確認	74
第9節 災害警備・防犯	76
第1 災害警備	76
第2 防犯	77
第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬	78
第1 行方不明者の捜索	78
第2 遺体の処理・埋火葬	78
第11節 清掃・廃棄物・環境対策	80
第1 清掃・廃棄物処理	80
第2 道路・河川・漁港等の障害物除去	81
第3 環境汚染・健康被害の防止	81
第4 動物対策	81
第12節 建築物・住宅対策	83
第1 住宅障害物の除去	83
第2 住宅の応急修理	83
第3 ブルーシートの供給等	84
第4 応急仮設住宅の供給	84
第5 被災建築物の応急危険度判定	85
第6 被災宅地等の危険度判定	85
第7 住家の被災調査・り災証明の発行	85
第13節 液状化等によるライフライン施設等の応急対策	87
第1 ライフライン施設	87
第2 交通施設	88
第3 公共施設	89
第14節 学校等における児童・生徒等の安全対策	90
第1 災害発生時の対応	90
第2 応急保育	90
第3 応急教育	90
第4 社会教育施設の対策	91
第5 文化財対策	92
第15節 要配慮者対策	93
第1 在宅要配慮者への対応	93
第2 社会福祉施設入所者等への支援	94
第16節 災害派遣・応援要請	95
第1 自衛隊の災害派遣	95
第2 県・他市町村等への要請	97
第3 上水道・下水道事業者の相互応援	99
第4 労働力の確保	100
第17節 ボランティアへの対応	101
第1 ボランティアの受入れ	101
第2 ボランティア活動支援	102

第18節 帰宅困難者等対策	103
第1 施設管理者等の対応	103
第2 市の対応	103
第19節 災害救助法の適用	104
第1 災害救助法の適用基準	104
第2 災害救助法の適用手続き	105
第3 災害救助法による救助の実施者	105
第20節 津波災害応急対策	107
第1 津波警報等の収集・伝達	107
第2 津波避難対策	110
第3章 災害復旧・復興計画	113
第1節 災害復旧・復興体制	115
第1 復旧・復興本部の設置	115
第2 復興計画の策定	116
第2節 生活等の再建支援	118
第1 被災者の支援	118
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	120
第3節 災害復旧・復興事業の促進	121
附編1 南海トラフ地震防災対策推進計画	125
第1節 計画の目的	127
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	128
第3節 地震防災対策計画	128
第1 関係者との連携協力の確保	128
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	129
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	131
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	135
第5 防災訓練計画	136
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	136
第7 南海トラフ地震防災対策計画	137
附編2 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画	139
第1節 計画の目的	141
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	142
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	142
第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助	142
第5節 関係者との連携協力の確保	142
第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	142
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	142
第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	143
第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	143
第4 市のとるべき措置	143
第7節 防災訓練に関する事項	143
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	143
第9節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	144

第 1 章 災害予防計画

第1節 防災体制の確立

項目	担当
第1 組織の整備	関係各課
第2 防災訓練の推進	関係各課
第3 防災広報・防災教育の 充実	関係各課
第4 調査・研究	総務課

第1 組織の整備

1. 市の防災組織

市（関係各課）は、以下の対策を進める。

(1) 職員防災研修の実施

市（総務課）は、国や県等の防災関係機関が実施する防災研修に参加するとともに、全職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

また、総務課以外の職員に対しても、被害家屋の被害認定等、災害発生時に必要となる技術を習得するための研修への参加を促す。

(2) 本部事務局初動協力職員及び避難所直行職員の指名

本部事務局や避難所の初動運営を円滑に行うため、本部事務局初動協力職員及び避難所直行職員を指名しておく。

原則として、本部事務局初動協力職員は過去に防災担当の経験がある職員を、避難所直行職員は各避難所の直近に居住する職員を、それぞれ複数人指名しておくものとする。

(3) マニュアルの作成

災害発生時の対応を迅速かつ的確に行えるように、災害対策本部事務分掌に定められた自らの対応について、内容や手順をまとめたマニュアルを作成する。

(4) 業務継続計画（BCP）の推進

市（総務課）は、旭市業務継続計画（震災編）に基づく対策を推進し、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積、状況の変化等に応じた体制の見直しを図る。また、計画の評価、検証を踏まえた修正を行う。

なお、令和3年度の新庁舎の竣工に伴って非常電源、非常用排水槽等を整備したことから、これに合わせた業務継続体制の強化を図る。

(5) 受援計画

市（総務課）は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定め

第1章 第1節 防災体制の確立

るよう努める。また、市（関係各課）は災害時に応援団体を効果的に活用できるよう、受援が必要な業務を想定して役割分担や受入れ環境の整備等を検討する。

その際、感染症を考慮して適切な空間を確保するほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定してホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

2. 協力体制の整備等

市（関係各課）は、以下の対策を進める。

(1) 他の自治体との防災協力体制の強化

甚大な災害が発生したときに迅速に対応できるよう、協定の締結など他の自治体との連携強化を図る。

(2) 警察・消防との連携強化

災害時における人命救助、道路渋滞の解消、防犯対策など各種災害対応について、早急かつ円滑に進めるため、警察や消防及び消防団との連携を強化する。

3. 自主防災組織

(1) 自主防災組織の結成促進

「市民一人ひとりが自分の住む地域は自分たちが守る」という理念の下、地域が自主的かつ連携して防災活動を進めることが重要であり、特に高齢者、障害者等を地域コミュニティとして所在を把握し、災害時には避難等を積極的に支援することが求められる。

市（総務課）は、地域住民が行う防災活動を推進するため、区（自治会）を単位として自主防災組織の結成を推進する。

(2) 自主防災活動の育成・支援

市（総務課）は、地域の自主防災組織を育成し、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図りながら、被災経験を風化させないための避難訓練を繰り返し実施する。また、自主防災組織活動が十分な能力を発揮できるよう自主防災のリーダーに対する教育、研修や、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを作成・配布し、自主防災活動の重要性や役割を啓発する。

さらに、活動費に対する助成や自主防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域等、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
	カ	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など）
	キ	他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の区（自治会）・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

発 災 時	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況及び警報、ライフラインの状況、避難指示など）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、避難所の運営等）
	オ	給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(3) 地区防災計画の普及

市（総務課）は、地域の防災力の向上を図るため、区（自治会）等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府、平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

4. 事業所

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者^{*}は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、市（消防本部）は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行う。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられており、市（消防本部）は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画を作成、避難訓練の実施を行う。

※管理権原を有する者とは、防火管理が義務付けられた建物の所有者、管理者、賃借人など防火管理の最終責任者となる者をいう。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

(3) 中小企業の事業継続計画の作成

市（商工観光課）は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による防災活動が重要である。

第1章 第1節 防災体制の確立

市は、区（自治会）、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練

市（総務課）は、大規模な地震、火災等を想定した計画のもとに、ボランティア組織、NPO及び学校等と連携し、実践的な総合防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営にかかる訓練については、発災時に住民が主体となって運営できる体制を構築するため、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、県の行う九都县市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

〈総合防災訓練の種類〉

ア 災害対策本部設置・運営訓練	イ 非常参集訓練
ウ 情報収集・伝達・広報訓練	エ 緊急通信確保訓練
オ 避難誘導訓練	カ 初期消火訓練
キ 救出・救護訓練	ク 救援活動訓練
ケ 交通対策訓練	コ 応援要請訓練
サ 火災防御訓練	

2. 各種防災訓練

(1) 消防訓練

市（消防本部）は、常に消防技術の習熟に必要な訓練を行うとともに、関係団体が一体となった火災を想定した訓練を実施する。

(2) 避難行動要支援者支援を想定した防災訓練

市（社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課）は、地域が一体となった避難行動要支援者の支援体制を整備するため、社会福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、自治会等が参加する合同訓練等の開催を促進し、指導する。

(3) その他の訓練

市（教育総務課、子育て支援課）は、学校、保育所（園）等で行う児童・生徒等の避難訓練、防災関係機関と行う非常通信訓練等を実施する。また、災害発生時に速やかな初動対応が確保できるよう、別途作成する災害対応マニュアルを用いた訓練を平常時より実施するものとする。

また、市民等が地域の防災訓練や避難訓練に参加し、防災対策に係る知識の習得に努め、非常持出袋の用意などの日頃からの非常時に備えた準備を行うよう啓発する。

第3 防災広報・防災教育の充実

1. 住民等への防災知識の普及

市（総務課）は、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。

特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

〈防災広報手段と内容〉

媒体	市広報紙、講演会の開催、広報車、ビデオ、学級活動、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、ホームページ、防災アプリケーション等
対象	地域住民、区（自治会）、児童・生徒、市内企業、市職員

第 1 章 第 1 節 防災体制の確立

内容	<p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 カ 緊急地震速報の活用方法 キ 室内外等における地震発生時の心得 ク 警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ケ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 コ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達 サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ス 自動車へのこまめな満タン給油 セ 地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ ソ 防災学習 タ 帰宅困難者の心得 チ 地震保険の制度 ツ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 テ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 <p>(2) 地域防災力を向上させるための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救助救護の方法 イ 自主防災活動の実施 ウ 防災訓練の実施 エ 企業の事業継続計画（BCP） <p>(3) その他一般的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害に関する一般知識、調査結果 イ 各防災機関の震災対策 ウ 地域防災計画の概要
----	--

2. 防災教育

市（教育総務課、子育て支援課）は、児童・生徒等の発達段階や保育所（園）、幼稚園、学校の周囲の状況に応じ、家庭や地域と連携して防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

また、簡易トイレ等、災害時の代用品の使用方法について、学校教育等や消防訓練等を通じて日頃から市民等に啓発する。

さらに、防災計画の見直しや津波避難計画の策定に伴い、各小中高等学校で作成している安全教育全体計画についても見直しを行い、災害時における児童生徒の安全確保のため、避難訓練などの防災教育を充実させる。

3. 過去の災害教訓の伝承

市（各課）は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

第1章 第1節 防災体制の確立

また、東日本大震災の被災の記憶を風化させないために、旭市防災資料館を積極的に活用するほか、被災現場の保存、表示板の作成やモニュメントの設置など、目に見える形で保存することにより、地域住民及び観光客へ防災に対する意識を高めるとともに、観光客数の回復・増大に努める。

住民は、東日本大震災など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

4. 津波防災の日の普及

市（総務課）は、東日本大震災を教訓に制定された津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）で定められた「津波防災の日（11月5日）※」を中心に、津波防災に関する啓発活動等を実施する。

※津波への理解と関心を深めるため、1854年の安政南海地震津波の逸話である「稲むらの火」にちなんで設定された。

第4 調査・研究

1. 防災関係機関との情報交換

市（総務課）は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

市（総務課）は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

3. 専門的調査・研究の実施

市（総務課）は、社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントを実施し災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第2節 地盤災害予防対策

項目	担当
第1 土砂災害の防止	総務課、農水産課、建設課、都市整備課、県（海匠土木事務所、北部林業事務所）
第2 液状化対策	総務課、建設課、都市整備課、上下水道課

第1 土砂災害の防止

1. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない区域についても必要な調査を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

(2) 避難確保計画の促進

市（総務課）は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設であって、利用者の円滑な避難を確保する必要がある施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底する。

また、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

(3) 警戒避難体制の整備

市（総務課）は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める（風水害編 第2章 第6節「第1 避難指示等」参照）。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置（ホームページ、防災アプリケーションへの掲載等）を講ずるものとする。

2. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行う場合には、市（建設課）と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）の規程により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号の全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市（建設課）が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域における施設整備の向上

県は、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険区域、②避難所や避難路を有する危険区域、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険区域について重点的に施設整備を実施する。

3. 宅地造成地災害対策

県は市（都市整備課）と協力し、宅地造成工事の施工に当たって、関係法令等に基づき規制区域の指定や宅地造成工事の指導等を行う。

4. 盛土の崩落を防ぐ安全対策

県及び市（都市整備課）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に助言や支援を求める。

第2 液状化対策

市（総務課、都市整備課）は、県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、液状化の危険性を周知する。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

市（建設課、上下水道課）は、液状化現象により、道路の損壊や上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努める。

第3節 防災都市づくり

項 目	担 当
第1 地震火災の防止	消防本部、県
第2 建築物不燃化の促進	都市整備課
第3 都市空間の保全	都市整備課
第4 市街地の整備	都市整備課
第5 建築物等の耐震化	関係各課
第6 道路・橋梁等の整備	農水産課、建設課、土地改良区、県（海匠土木事務所）
第7 ライフライン施設の耐震化	総務課、上下水道課、東京電力パワーグリッド株式会社、総武ガス株式会社、LPガス事業者、東日本電信電話株式会社

第1 地震火災の防止

1. 出火の防止

市（消防本部）は、以下の対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

区（自治会）、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅へ住宅用火災警報器の設置義務化及び防災製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任をするとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 予防立入検査の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険排除に努める。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県と連携して、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

「旭市火災予防条例」の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的

に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2. 初期消火

市（消防本部）は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

3. 消防力の強化

市（消防本部）は、以下の対策を推進する。

(1) 常備消防の強化

消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（消防庁）に併せて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、災害対応力の強化、消防本部施設が被災した場合の代替機能等を果たすため、分署機能の整備を進める。

(2) 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。

また、以下の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・車両・資機材・装備の改善
- エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- オ 機能別消防団員の採用の推進

(3) 消防水利の整備

地震時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 広域応援体制の整備

「消防組織法」第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速に対応できるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年度）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第2 建築物不燃化の促進

市（都市整備課）は、以下の対策を推進する。

1. 防火地域等の指定

市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建

築を促進する。

また、建築基準法第22条による屋根不燃化区域について、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2. 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

第3 都市空間の保全

都市公園は、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。

市（都市整備課）は、これらの都市公園の維持管理に努める。

また、緑地は延焼防止や輻射熱からの遮断帯機能を有しているため、地域の特性を踏まえ公園や道路等への公共緑化を推進する。

第4 市街地の整備

市（都市整備課）は、市内全域を都市計画区域に指定することを視野に入れ、秩序ある土地利用を進めることで防災上の安全を確保した安心で均衡あるまちづくりを推進する。

立地適正化計画により、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する際は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて移転等も促進するなど土砂災害に強い土地利用の推進に努める。

また、要配慮者に配慮し、道路、ライフライン、公共施設の整備においてユニバーサルデザインやバリアフリーに努める。

第5 建築物等の耐震化

1. 既存建築物の耐震診断・耐震性向上

市（都市整備課）は、「旭市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」に基づき、国の住宅・建築物耐震改修事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震診断技術の普及、耐震相談窓口の開設、所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等促進のための施策を推進する。

特に、木造住宅の耐震診断や耐震改修を行う者に対しては、その費用の一部を補助し、住宅の耐震化を促進する。

また、県と連携して、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

その他、病院、店舗等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する方が利用する建築物で大規模なもの並びに緊急輸送道路に面した一定の高さ以上の建築物、防災拠点となる建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の報告義務等を果たすよう啓発する。

2. 公共施設の耐震化

市（関係各課）は、「旭市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」に基づき、公共施設の耐震

化を促進する。

3. 生活空間の危険性の除去

市（総務課、都市整備課）は、以下の対策を推進する。

(1) ブロック塀等対策

県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命・身体への被害を防止し、震災時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように、住民への知識の普及、施工業者への指導等を実施する。

(2) 落下物・倒壊物対策

県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し指導を行い、改善を促進する。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベント等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

4. 連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

県及び県下市町村で設立した千葉県建築防災連絡協議会の活動を通し、既存建築物の地震対策等に関する市民への普及、啓発のための施策等を推進するとともに民間の建築関係団体との連携強化に努める。

第6 道路・橋梁等の整備

1. 道路

市（建設課）は、震災時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

また、幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、千葉県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県市の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。

その他、幹線市道に設置されている大型標識・道路照明灯及び路面の性状調査を実施し、長寿命化計画等の定期的な点検及び計画の見直しを行う。

2. 橋梁

市（建設課）及び県は、道路橋示方書に基づき重要路線の橋梁の点検を優先的に実施し、地震動・液状化等への安全性に配慮した安全点検の実施と補強を実施する。

3. 河川

県は、河川施設の耐震化を図る。普通河川については、市（建設課、農水産課）及び土地改良区が堤防等の整備を進める。

第7 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1. 上下水道施設

市（総務課、上下水道課）は、水道施設の耐震化を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化、維持管理体制の確立等を図る。

さらに、非常時に対応するため、配水池容量の確保、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保の検討、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を促進する。

また、下水道施設や農業集落排水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を図る。

2. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電力施設の耐震性の確保に努める。

3. 都市ガス施設

総武ガス株式会社は、都市ガス製造設備、都市ガス供給設備などの都市ガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

4. LPガス

LPガス事業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

5. 通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

また、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努め、特に、市庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

第4節 備蓄・物流・燃料対策

項目	担当
第1 備蓄対策	総務課、健康づくり課、こども家庭課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、県
第2 物流対策	総務課、農水産課、建設課
第3 燃料対策	総務課、環境課

第1 備蓄対策

1. 備蓄意識の啓発

市（総務課）は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、備蓄の促進を図る。

2. 市の体制の整備

(1) 市の備蓄の推進

市（総務課）は、防災アセスメントの結果から備蓄目標を設定し、備蓄に努める。

備蓄品は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材などとし、計画的な備蓄に努める。備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

また、備蓄物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

〈備蓄目標〉

○食料：約5,000人^{*}×3食×3日＝約45,000食

○飲料水：約5,000人^{*}×3リットル×3日＝約45,000リットル

※旭市防災アセスメント調査（平成18年）による長期避難人口の避難所生活者数

(2) 民間との協定締結

市（総務課）は、市内事業者との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力を得られるよう、平常時からの連携強化に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所に分散して物資等を備蓄している。

市（総務課）は、千葉県防災情報システム等により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

(4) 要配慮者用品の備蓄

市（総務課、健康づくり課、こども家庭課、社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課）は、乳幼児・高齢者・障害者用のオムツ、胃ろう用の医療器具、消毒セット、経管栄養・簡易型吸引機（手動）等について市の現物備蓄を進めるほか、関係業者への流通備蓄の促進及び災害時の確保協力の協定を検討する。

3. 備蓄倉庫の維持管理

市（総務課）は、災害時の避難場所となる小・中学校等に資機材等を確保するために整備した防災備蓄倉庫の適切な維持管理を行う。

第2 物流対策

1. 物資の集積・輸送機能の整備

市（総務課）は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、物資の集積拠点を選定し（候補施設：旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」）、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努め、災害時の物資集積拠点としての機能整備を促進する。

県及び市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した（一社）千葉県トラック協会（海匝支部）の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、市（総務課）は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点の選定に当たっては、公的施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2. 食料の安定供給体制の整備

市（総務課）は、平時から食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。

市（農水産課、建設課）は、災害発生時の全国的な食料不足に備え、食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。また、食料の安定供給を維持するため、千葉県が行う銚子連絡道路の整備を促進する。

第3 燃料対策

1. 燃料供給体制等の整備

市（総務課）は、千葉県LPガス協会海匝支部や千葉県石油協同組合旭支部及びちばみどり農業協同組合と締結した協定に基づき、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給について実施体制等を整備する。

2. 省エネルギー・太陽光発電等の推進

市（環境課）は、大震災時の電力不足を解消するとともに自然エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。

また、新たに建設する公共施設に、太陽光発電システムを積極的に導入していくこととし、新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。

第5節 防災施設等の整備

項目	担当
第1 防災拠点等の整備	総務課
第2 地域防災拠点の整備	消防本部
第3 避難路の整備	総務課、建設課、都市整備課

第1 防災拠点等の整備

1. 災害対策本部等の整備

市（総務課）は、大規模災害時にも災害対策の中核機能を維持できるよう、災害対策本部となる市役所庁舎の耐震性を維持する。また、災害対策本部に必要となる設備・資機材・非常電源等の燃料等の確保を推進する。

また、その他防災拠点についても、施設の耐震性、非常用の設備・資機材・電源・燃料等の整備を推進する。

2. 避難場所等の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定等

市（総務課）は、災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有するものとし、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。その他旧本庁舎跡地に整備予定の公園を、指定緊急避難場所として利用する。

(2) 指定避難所の指定・整備等

市（総務課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

また、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

なお、避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 必要に応じ井戸、給水タンク、マンホールトイレ、空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅

第1章 第5節 防災施設等の整備

館の活用等を含めて検討するよう努める。

オ 救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。

カ 要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

キ 食料、水、非常電源（自家発電設備等）、医薬品、炊き出し用具・設備、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

※備蓄については、第4節「第1 備蓄対策」参照。

ク 避難生活の長期化、要配慮者に対応するため、福祉避難所の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。また、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示し、平時からその周知に努める。

ケ 要配慮者は1階に収容することとし、各避難所施設の1階への洋式トイレや雨水貯水設備の整備を促進する。

コ 避難所施設への防災行政無線の移動系無線機及び同報系戸別受信機、テレビ・ラジオ等の配備又は災害時の調達体制の整備を進める。

サ 関係団体と連携し、避難所への手話通訳、外国語通訳（近隣大学等含む）やガイドヘルパー等の派遣体制を整備するほか、外国人向け災害時ホームページ設置体制の整備等、情報伝達手段及び体制を充実させる。

シ 被災者のプライバシー・安全の確保、女性等への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。

ス 本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、防災井戸の整備に努める。

セ 避難所の効率的な管理のために、市が策定した避難所運営マニュアルを基本として避難所ごとの具体的な運営マニュアル、避難所内の空間配置図、レイアウト図、施設の利用計画の作成に努める。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識や夏季の熱中症対策等の普及に努める。

ソ 指定避難所に指定されている指定管理施設について、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

タ 保健師、福祉関係者等の様々な主体が行う状況把握を円滑に行うことができるよう、平時から実施主体間で調整し、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲の検討に努める。

チ 在宅避難者の発生や避難所の不足等に備え、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援策を平時から検討するよう努める。

ツ やむを得ず車中泊となる避難生活者に備え、地域の実情に応じて車中泊避難スペースの設置等、車中泊避難者の支援策の検討に努める。その際、車中泊での健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 避難場所等の周知

市（総務課）は、災害時に被災者が安全に緊急避難場所に避難できるよう、避難場所表示看板の設置、広報紙、防災マップ、ホームページ、防災アプリケーション等の広報のほか、地域の防災訓練等を通じて避難場所等を周知する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違い、収容人数、ペットの受入れ方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3. 道の駅の防災機能強化

市は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客への安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅「季楽里あさひ」について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

4. 防災施設の維持管理

市及び防災関係機関は、人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、適切な維持管理を推進する。

また、国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。

第2 地域防災拠点の整備

市（消防本部）は、地域の消防防災活動の拠点となる消防団機庫、消防車両、消防資機材及び耐震性貯水槽等の計画的な整備を推進する。

第3 避難路の整備

市（総務課、建設課、都市整備課）は、避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。

また、避難路周辺における住宅の耐震化について、補助金の交付や啓発活動の強化などの対策を実施する。

第6節 応急対策の環境整備

項目	担当
第1 救護医療体制の整備	健康づくり課、こども家庭課、建設課、消防本部、県（海匠保健所）、日本赤十字社（千葉県支部）、（地独）総合病院国保旭中央病院、（一社）旭匠瑳医師会、（一社）旭市歯科医師会、（一社）千葉県薬剤師会
第2 情報連絡体制の整備	総務課
第3 給水体制の整備	総務課、上下水道課
第4 緊急輸送体制の整備	総務課、建設課
第5 ボランティア受入れのための環境整備	総務課、社会福祉課、（社福）旭市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部
第6 本部機能の環境整備	総務課
第7 避難体制の整備	総務課、財政課、健康づくり課、こども家庭課、都市整備課

第1 救護医療体制の整備

1. 住民の自主救護能力の向上

市（消防本部）は、住民の自主救護能力を向上させるために、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

2. 応急医療体制の整備

(1) 緊急医療体制

市（健康づくり課、こども家庭課）は、災害時に備えて、県（海匠保健所）、日本赤十字社（千葉県支部）、（一社）旭匠瑳医師会、（一社）旭市歯科医師会と協議し、迅速な応急医療体制を整備するために、医師会等との連絡、救護班の編成等の体制確立を図る。

(2) 後方医療体制の整備

市（健康づくり課、こども家庭課）は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワーク化を図る。

(3) 医薬品等の確保

市（健康づくり課、こども家庭課）は、初動に必要な医薬品等を県（海匠保健所）、（一社）旭匠瑳医師会、（一社）旭市歯科医師会、（一社）千葉県薬剤師会等と連携して備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段も講じる。

3. （地独）総合病院国保旭中央病院の機能強化

（地独）総合病院国保旭中央病院は、災害拠点病院として災害医療機能を強化するため、次の対策を推進する。

(1) 耐震化未了施設の耐震化

(2) 患者、職員等の緊急用食料、飲料水、非常電源用の燃料等の確保、調達体制の整備

(3) 大規模災害を想定した対応訓練の推進

また、市（消防本部、建設課）は、災害時に旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保について、警察など関係機関と連携を密にしておく。さらに、医療圏全体を考慮した緊急輸

送ネットワークの整備に努める。

第2 情報連絡体制の整備

1. 無線通信施設の整備

市（総務課）は、電話等が一時的に途絶した場合に、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう防災行政無線の点検・保守を実施する。

また、揺れや停電に備えて、非常電源の確保、通信機器の固定等を行うとともに、通信担当職員を決めて、通信機器の使用方法の習熟を図る。

今後も災害発生時の情報伝達は防災行政無線を基本として行うものとするが、併せて、できるだけ多くの市民に速やかに情報を伝達できる効果的な活用方法の検討を行う。また、機器の高性能化及び老朽化対策を計画的に進める。その他、聴取困難対策を行う。

2. 防災情報メールの活用

市（総務課）は、市民に対して、防災あさひメール、緊急速報メール、県で運用しているちば防災メールの周知に努める。

3. その他の通信の確保

市（総務課）は、ホームページ、SNS等を活用し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第3 給水体制の整備

1. 給水用資器材の整備及び調達体制の整備

市（上下水道課）は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。また、各臨時給水所で非常電源として用いる可搬式発電機等の資機材整備を進める。

2. 給水体制の多重化

(1) 民間の井戸の活用

市（総務課）は、必要に応じて災害時協力井戸として登録することを検討する。

(2) 家庭における備蓄の促進

市（総務課）は、住民、区（自治会）、事業所等に対して広報等により、各家庭や企業における非常用飲料水の備蓄を促進する。

第4 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路の指定

市（総務課）は、県の緊急輸送道路と災害対策拠点（物資集積拠点、応援受入拠点、医療拠点、臨時ヘリポート等）及び避難所等の施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

市（建設課）は、沿道・沿線の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、千葉県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、関係機関等が連携した取組を強化する。

2. 輸送拠点の整備

市（総務課）は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積拠点（第2章 第7節「第4 救援物資の要請・受入れ」参照）を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

3. ヘリコプター臨時離発着場の指定

市（総務課）は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る（第2章 第8節「第2 緊急輸送」参照）。

その際には、避難所や応援部隊の集結地など機能の異なる防災拠点と重複しないよう留意する。

4. 車両等の確保体制の整備

市（総務課）は、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料等の調達体制を整備する。

5. 鉄道

市（総務課）及び県は、鉄道の分断による代替機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1. 受入れ体制等の整備

市（社会福祉課）及び旭市社会福祉協議会は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう、県社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な施設や資材等の環境整備を行う。

2. ボランティア意識の啓発

市（総務課）は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）、「津波防災の日」（11月5日）を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターが必要である。

市（社会福祉課）及び旭市社会福祉協議会は、県、日本赤十字社（千葉県支部）等が開催する研修会や講習会への参加を促し、災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

4. ボランティア組織の整備等

市（社会福祉課）及び旭市社会福祉協議会は、災害時に対応できるボランティア組織を整備し、ボランティア団体の連携強化、災害時における迅速なボランティアセンターの立ち上げと活動場所や活動内容の整理等が行えるようにする。

また、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携強化を図り、災害時の役割分担などを協議し有事に備える。

第6 本部機能の環境整備

市（総務課）は、災害発生時に市内が停電した場合であっても、照明や情報収集のためのテレビ・ラジオ等、災害対策本部に求められる機能を維持するため、自家発電設備等の非常電源の整備を進める。

また、災害対策本部以外の災害対策の拠点施設（避難所、救護所、病院、社会福祉施設等）にも同様に、非常電源の整備を推進する。

第7 避難体制の整備

1. 他地域からの避難者の受入れ体制の整備

市（総務課）は、災害発生に当たって、他地域からの避難者を受け入れる必要が生じた場合の対応について検討する。他地域からの避難者の滞在施設は公共施設に設けるものとし、開設・運営手順についてはあらかじめマニュアル等の作成を通じて明確にしておく。

2. 避難所確保体制の整備

市（都市整備課）は、避難者数が避難所の収容力を著しく上回る場合や、避難者が長期にわたって滞在する場合を想定し、市営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げについても検討する。

3. 感染症予防体制の整備

市（健康づくり課、こども家庭課）は県と連携し、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの実施体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄に努める。

また、避難生活に伴う避難者の心身機能の低下、生活不活発病やエコノミークラス症候群等の健康障害の発生を想定し、積極的な予防活動を継続的に実施する。

4. 新型インフルエンザ等感染症対策

市（健康づくり課、こども家庭課）は、避難所における感染症（新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等）を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 避難行動の周知

避難所での感染を防止するため、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則のもと、適切な避難行動を住民に周知する。

ア ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認

イ 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備

ウ 避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

平時から海匠保健所と連携し、避難指示等発令時における自宅療養者や濃厚接触者の避難の要否、避難方法、避難先について検討する。

(3) 避難所の確保

避難所の過密を防止するため、災害初期から開設する避難所を増設するほか、市内の宿泊施設や研修施設との災害応援協定を推進するとともに、これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の環境整備

避難所における感染防止に必要な装備や備品（マスク、フェイスシールド、非接触型体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッド等）を備蓄し、避難所担当職員等に対応を習熟する訓練を実施する。

第7節 要配慮者の安全確保対策

項目	担当
第1 在宅要配慮者への対応	総務課、健康づくり課、こども家庭課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、(社福)旭市社会福祉協議会
第2 社会福祉施設等における防災対策	社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、社会福祉施設管理者
第3 外国人への対策	企画政策課

第1 在宅要配慮者への対応

市（総務課、社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課、こども家庭課）は、旭市社会福祉協議会及び福祉関係機関等と連携して、以下の要配慮者支援体制の整備等を進める。

1. 避難行動要支援者の名簿の作成等

要配慮者のうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者の円滑な避難を確保するため、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）に基づいて避難行動要支援者名簿及び名簿情報の活用体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲は、次のとおりとする。

なお、旭市災害時要援護者避難支援計画（平成22年3月）による要援護者リストについては避難行動要支援者名簿に位置づける。

〈避難行動要支援者名簿の登録対象者〉

- | | |
|---|---|
| ア | 介護保険法の要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者 |
| イ | 身体障害者手帳を交付され、障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 |
| ウ | 療育手帳の交付を受け、障害程度が㉠の1、㉠の2、㉡、Aの1又はAの2と判定された者 |
| エ | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が1級の者 |
| オ | 一人暮らしの高齢者（一人で避難所まで歩いて行けない高齢者、避難所まで歩いて行くことに不安がある高齢者） |
| カ | 高齢者のみの世帯の高齢者 |
| キ | 難病患者等で上記に準ずる状態にある者 |

(2) 名簿作成に必要な個人情報の入手等

市が管理する要介護認定情報や各種障害者手帳交付台帳、県が管理する難病患者認定台帳医療費助成等の情報を収集、集約し、次の事項を網羅する名簿を作成する。

〈要支援者名簿記載事項〉

- | | | | | | |
|---|-----------------------------|---|------------|---|----|
| ア | 氏名 | イ | 住所 | ウ | 性別 |
| エ | 生年月日 | オ | 電話番号その他連絡先 | | |
| カ | 避難行動要支援者区分（登録用件） | | | | |
| キ | 災害ハザード情報（津波、土砂災害等） | | | | |
| ク | その他市長が必要と認める事項（家族構成・同居の状況等） | | | | |

(3) 要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、毎年更新する。

(4) 避難支援等関係者の対象範囲

避難行動要支援者名簿情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。なお、名簿の提供に当たっては、避難行動要支援者本人の同意を得ることとする。

〈避難支援等関係者の対象範囲〉

ア 区（自治会）	イ 自主防災組織	ウ 民生委員・児童委員
エ 旭市社会福祉協議会	オ 消防本部	カ 消防団
キ 旭警察署	ク 社会福祉施設（福祉避難所）	

(5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するに当たっては、プライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう説明や指導を行う。

また、区（自治会）及び自主防災組織に対しては、誓約書の提出を義務付ける。

(6) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、次の点に配慮した情報伝達体制の整備に努める。

ア 視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を検討する。

イ 避難情報が確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等、双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平時から避難支援等関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、また、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように指導する。

また、状況によっては避難支援等関係者等が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を促進する。避難行動要支援者名簿は、毎年更新する。

(8) 名簿の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

2. 支援体制の整備

国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、令和3年5月改定）や県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県、平成28年3月）、「旭市災害時要援護者避難支援計画（平成22年度）」に基づいて、避難行動要支援者の個別計画を作成し、情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で支援するための体制づくりを行う。

また、この個別計画は、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。また、福祉避難所へ直接避難できるよう調整に努める。

なお、体制づくりに当たっては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努め、可能な限り女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けることに留意する。

3. 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災警報器等の設置、在宅の聴覚障害者等に、文字放送受信装置（デジタル防災行政無線）の設置の推進に努める。

なお、障害者については、障害の種類及び程度に応じて情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、緊急通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、伝達体制や仕組みも含めて必要な施策の実施に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

4. 避難施設等の整備及び周知

要配慮者に特別な配慮をするための指定福祉避難所を指定し（第1章 第5節 第1「2. 避難場所等の整備」参照）、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、令和6年3月）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者に対し、受入対象者等の積極的な周知に努める。

5. 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域が一体となった要配慮者の支援体制を整備するため、社会福祉施設、民生委員・児童委員、消防団、区（自治会）等が参加する合同訓練等の開催を促進し、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

6. 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、保健所、社会福祉協議会などの地域のネットワークによる取組を進める。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、非常電源の準備や停電時の入院受入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 社会福祉施設等における防災対策

1. 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常電源（自家発電設備等）の防災設備の整備に努める。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、市（消防本部）の指導を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、市との連携のもと、日頃から近隣住民及び区（自治会）等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

3. 施設の防災計画の作成

社会福祉施設管理者は、災害時における業務の内容、動員計画、施設職員の役割分担、県への報告等を盛り込んだ防災計画を作成する。

4. 防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習等を行う。また、緊急時に社会福祉施設入所者の受入れを円滑に行うため、施設相互の受入れ体制の整備、実施要領の作成、定期的な防災訓練を行う。

市（社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課）は、各施設管理者とそれらの実施を推進するほか、福祉避難所設置時に在宅の要配慮者の受入れ等を円滑に行うため、福祉避難所設置・運営マニュアルや実施体制の整備、定期的な訓練等を進める。

第3 外国人への対策

市（企画政策課）は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対し、多言語による防災の啓発、避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

第8節 帰宅困難者等対策

項目	担当
第1 一斉帰宅の抑制等	総務課、市民生活課、商工観光課、教育総務課、東日本旅客鉄道株式会社、各通信事業者、旭市商工会等
第2 帰宅困難者の安全確保	総務課、商工観光課

※帰宅困難者：震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

第1 一斉帰宅の抑制等

1. 基本原則の周知・徹底

市（総務課、商工観光課、教育総務課）は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底をリーフレットやホームページ等で普及啓発する。

また、商工会等と連携して、企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

市（総務課）及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、災害用伝言板「web171」、X（旧ツイッター）・Facebook等のSNSなどの非常時の安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 駅前滞留者対策

市（市民生活課）は、東日本旅客鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客への情報伝達及び避難誘導について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

1. 一時滞在施設の確保

市（総務課、商工観光課）は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、大規模集客施設や駅等で発生する滞留者等を一時的に受け入れる一時滞在施設の選定（候補施設：道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等）を検討する。

なお、民間施設の場合は、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2. 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

市（総務課、商工観光課）は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図るとともに、一時滞在施設の確保についての協定を推進する。また、震災の発生時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する。

第9節 津波災害予防対策

項 目	担 当
第1 津波防災教育等	総務課、教育総務課、生涯学習課、県
第2 津波避難対策	総務課、商工観光課、農水産課、建設課、消防本部、海匠漁業協同組合、県
第3 津波防護施設等の整備	農水産課、建設課、県

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

このため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第1 津波防災教育等

1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上

(1) 住民自らの取組

住民は、日頃から津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ・津波避難計画等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

(2) 県・市の取組

県及び市（総務課、教育総務課）は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

2. 防災教育の推進

市（教育総務課、生涯学習課）は、東日本大震災の映像や体験談をまとめた「被災地あさひ」等を活用し、過去の津波被害の教訓等を、長期的視点で広く市民等に伝承するよう防災教育の推進に努める。

また、市（教育総務課）は、防災計画や津波避難計画の見直しに伴い、各小中高等学校で作成している安全教育全体計画を見直し、災害時における児童生徒の安全確保のための避難訓練などの防災教育を充実させる。

3. 津波避難訓練の実施

市（総務課）は、津波から市民の生命を守るため、海岸沿線の住民等を対象とした津波避難訓練を定期的実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等への適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、住民、事業所、海水浴客等が一体となった実践的地域訓練や図上訓練、更には、夜間を想定した避難訓練を検討する。なお、実施に際しては、海水浴客、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、パンフレット等での広報に努める。

第2 津波避難対策

1. 津波ハザードマップの作成・周知

市（総務課）は、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づき、国や県の津波浸水予測図、津波ハザードマップ作成指針等を活用して作成した津波ハザードマップの住民等への周知を徹底する。また、津波ハザードマップは、定期的な見直しを行う。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

2. 津波避難体制の確立

市（総務課、消防本部）は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに作成した「旭市津波避難計画」に基づき、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるように津波避難訓練等を実施する。

(1) 避難指示の発令体制の確立

警報・注意報発表時の津波監視体制を強化するとともに、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

また、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

(2) 住民等の避難誘導體制の確立

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生を想定し、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

3. 避難場所、避難路等の指定・整備

市（総務課、建設課）は、「旭市津波避難計画」や国の「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府、平成29年3月）などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備を図る。

なお、指定できる建物がない地域については避難タワーを整備したほか、周辺に高台のない平野部に津波避難地として機能する人工的な築山を備えた日の出山公園を整備したことを踏まえ、これらの津波避難施設の効果的な活用について普及を促進する。

その他、避難生活を送る指定避難所と津波等からの緊急一時的に避難する指定緊急避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るとともに、避難誘導に役立つ各種標識、海拔標示板等を計画的に設置する。

4. 津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

市（総務課、消防本部）は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

市（総務課、消防本部）はあらゆる広報伝達媒体（同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、サイレンの吹鳴やアナウンスの方法を改善し、その伝達内容等について最も効果的な方法を確立しておくものとする。

また、緊急速報メール、SNS 等を活用し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

(3) 海岸線等への情報伝達

市（総務課、商工観光課）は、海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

特に、海水浴場等の海岸集客施設周辺を中心に、避難場所や避難経路を分りやすく図示した避難誘導看板の設置や道路の路面表示など、市外からの観光客に配慮した安全対策を講じる。

(4) 漁港、船舶等への情報伝達

市（農水産課）は、海匠漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。また、県や漁業関係者等と連携して、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

第3 津波防護施設等の整備

1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備

県は、海岸保全施設について、東北地方太平洋沖地震による津波を踏まえて変更した「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づいて、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面について、以下のような点に配慮しながら実施する。

(1) 砂丘堤や既存施設の有効利用

(2) 現況施設や海岸利用状況に合わせた平面計画

(3) 海浜の幅や土地利用等を考慮した直立護岸、直立堤、傾斜護岸、盛土・植栽及び砂丘堤の嵩上げ等

(4) 水門等の整備の推進

市（建設課、農水産課）は、県が行う海岸基盤整備事業等による施設整備について、早期の整備を促進するとともに、河川開口部については、各施設管理者が連携して海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を推進する。

2. 防災施設の保守等

県は、建設年次の古い施設について、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を必要に応じて実施する。

3. 防災林の管理

市及び県は、海岸線に所在する保安林について、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安

林となるよう整備・育成を図ることとし、保安林の機能が十分に発揮できるようにするものとする。

また、市（農水産課）は関係機関と連携して、津波被害の軽減と景観の向上のため、海岸沿いの保安林や海岸保全区域への盛土・植林を推進する。

4. 海岸減災林の管理等

市（農水産課）は、人工盛土による海岸減災林の管理等に当たっては、県と連携して、環境や景観に配慮するとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた維持管理を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	担当
第1 警戒体制の確立	総括班、各班
第2 災害対策本部の設置	総括班、各班
第3 動員・配備	総括班、各班
第4 防災関係機関との連携	総括班、各班
第5 災害対策本部解散後の対応	総括班、各班

第1 警戒体制の確立

1. 警戒体制の設置

総務課長は、市域において震度4～5弱の地震が発生した場合などに市長に報告し、警戒体制をとる。担当職員は、以下の基準に従って配備につく。

〈地震・津波時の配備基準〉

配備	基準	対象者
注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北東部で震度4以上 ・ 市内で長周期地震動の階級3以上 	(自宅待機)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度4 ・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課地域安全班 ○ 総務課、建設課、都市整備課、上下水道課、農水産課、公共施設管轄の管理職
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課地域安全班 ○ 総務課の管理職及び都市整備課、農水産課、商工観光課*の職員
警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度5弱 ・ 津波警報(遠地) ・ 市長が必要と認める場合(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)含む。) 	○ 全ての管理職と総務課、建設課、都市整備課、上下水道課、農水産課、商工観光課*の職員
非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度5強以上 ・ 津波警報又は大津波警報 ・ 市長が必要と認める場合 	○ 全職員

※商工観光課は海水浴場開設期間に限る。

2. 警戒体制の運営

(1) 参集場所

配備職員は、勤務施設又は事前に指定された施設に参集し、災害対策活動を遂行する。

(2) 指揮

本体制は、総務課長が指揮をとる。

3. 警戒体制の解除

総務課長は、市域に被害が発生していないときは、市長に報告し、警戒体制を解除する。

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って旭市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、以下の基準に従って本部体制をとる。

〈災害対策本部の設置基準〉

- | |
|------------------------------|
| ア 市域で震度5強以上を観測したとき |
| イ 九十九里・外房に津波警報、大津波警報が発表されたとき |
| ウ その他、状況により市長が必要と認めたとき |

(2) 設置場所

本部は、市役所本庁舎3階政策決定室に設置する。
また、本庁舎が使用不可能な場合は、海上庁舎に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部の運営

(1) 本部の構成

本部の構成は、次の図「旭市災害対策本部の組織体制及び指揮・連絡系統」のとおりである。

(2) 職務権限

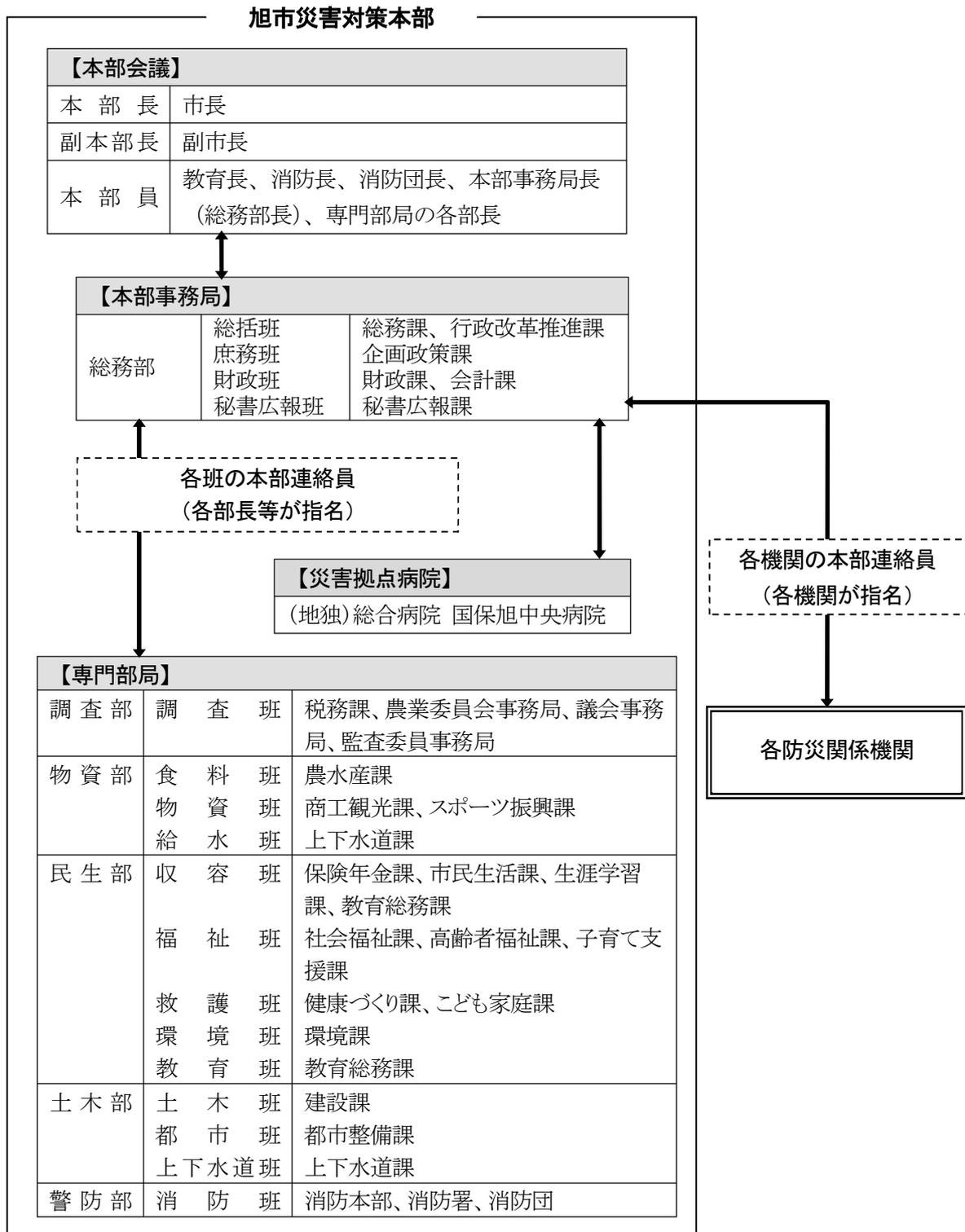
本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、総務課長の順に権限を委任する。

(3) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び本部連絡員等を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

- | |
|-------------------------|
| ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること |
| イ 災害対策の基本方針に関すること |
| ウ 災害対策、活動体制等の総合調整に関すること |
| エ その他災害対策の重要事項に関すること |



※災害対策本部の事務分掌は資料編「旭市災害対策本部事務分掌表」を参照

〈旭市災害対策本部の組織体制及び指揮・連絡系統〉

(4) 本部事務局等

災害対策本部に本部事務局、専門部局を置く。

本部事務局は、情報の管理、活動状況等の把握及び本部会議の運営等を行う。

専門部局に部及び班を置き、各種災害対策活動を行う。

(5) 分掌事務

本部事務局長及び各部長は、本部長（市長）の命を受け、部局内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

【資料編 旭市災害対策本部事務分掌表】

(6) 本部連絡員

専門部局の各部の長は、本部連絡員を指名する。

本部連絡員は、班又は室内の情報をとりまとめて本部事務局に伝達するほか、本部の指示等を班又は室内に伝達する。

(7) 本部の解散

本部長（市長）は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

第3 動員・配備

1. 動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務課長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。該当職員は、震度及び津波警報等に応じて、動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

また、震度5強以上の場合、本部事務局初動協力職員は本部事務局へ、避難所直行職員は担当の避難所へそれぞれ直行する。

勤務時間外での市長の決定による配備は、本部事務局長から各所属長に情報伝達を行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

2. 動員報告

勤務時間内及び勤務時間外ともに、あらかじめ定められた場所に参集する。

参集した職員は、所属単位で本部事務局へ報告する。

3. 消防団員の動員

消防団長は、災害対策本部の設置の連絡を受けたときはただちに出勤できる体制を確立する。

4. 職員の配置・応援等

(1) 職員の配置・健康管理

各部長は部の職員の参集状況に応じて各班の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

本部連絡員は班又は室内の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を総括班に随時報告する。

(2) 職員の応援

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を総務部長に要請する。

総務部長は、各部の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各部長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。この際、技術職員（建築・土木職、保健師等）については、あらかじめ作成した「技術職員等名簿」を踏まえ、円滑な調整を図る。

その他、市本部内の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。（「第16節 災害派遣・応援要請」参照）

※「技術職員等名簿」とは、災害時に技術職を必要とする部門の技術職員を確保するため、建築・土木職、保健師等の職員を対象に災害時に応援する班及び職務をあらかじめ明確にした名簿であり、毎年度当初に更新する。

【資料編 技術職員等名簿の様式】

第4 防災関係機関との連携

1. 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が市本部に派遣された場合や現地災害対策本部が市内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保して十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

2. 県との連携

大規模災害により県に被災状況を報告できないため、県から情報収集等を行う情報連絡員（リエゾン職員）が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

3. 合同調整所の設置

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第5 災害対策本部解散後の対応

災害対策本部解散後も、引き続き災害対応が必要な業務は、災害対策本部の事務分掌を継続し、当該業務を所掌する班を構成する課が対応に当たる。ただし、災害救助法が適用・継続している場合、又は、復旧復興本部が設置されている場合は、それらの対応組織に引き継ぐ。

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当
第1 地震情報等の収集・伝達	総括班、銚子地方気象台、銚子海上保安部、旭警察署
第2 通信連絡体制の確保	総括班、防災関係機関
第3 被害調査	各班、防災関係機関
第4 災害報告	総括班、財政班、消防本部、ちば消防共同指令センター
第5 被災者台帳の作成・活用	各班

第1 地震情報等の収集・伝達

1. 地震情報

市（総括班）及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて、以下のとおり気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに収集し、必要に応じて伝達する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

〈地震情報の種類・内容〉

種類	内容
緊急地震速報 (警報)	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域(旭市は「千葉県北東部」となる)。
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名(千葉県の地域名:旭市は「千葉県北東部」と地震の発生時刻を発表する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する(津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報、津波注意報発表 ・若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)発表時 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表する。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

遠地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部などの著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）。 <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。）。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p>
-----------	---

2. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（本部長）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長（本部長）に通報する。通報を受けた市長（本部長）は、直ちに以下の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信連絡体制の確保

1. 通信手段の確保

市は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、通信手段を確保する。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

(2) 防災行政無線

防災行政無線を用いて住民、区（自治会）への周知、職員への指示等、必要な通信を行う。

(3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

また、千葉県防災情報システムに搭載された災害情報共有システム（Lアラート）を活用して放送機関等へ避難情報等を一齐に配信し、テレビ、ラジオ、インターネット等による住民への情報提供を迅速に行う。

【資料編 防災関係機関連絡先一覧】

2. 通信施設が使用不能となった場合の措置

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話又は無線等の通信施設を使用する。

- (1) 関東地方非常通信協議会の構成機関（国、県、市町村、警察、消防、鉄道事業者等）の通信施設
- (2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設
- (3) アマチュア無線局クラブ局

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

市は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、本部長（市長）が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

第3 被害調査

1. 災害直後の被害情報の収集

災害発生後ただちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

(1) 収集する事項

市（各班）は、災害発生直後においてわかる範囲内で、以下の事項を収集する。

人的被害	ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 イ 避難の必要の有無及び避難の状況
物的被害	ア 主要道路、橋梁の被害状況 イ 電気の被害状況 ウ ガス・上下水道の被害状況 エ 住宅の被害状況 オ 公共施設の被害状況
その他の情報	ア 火災、津波、土砂崩れ等の二次災害の発生状況、危険性 イ 住民、避難者の動向 ウ 道路の渋滞、鉄道の運行状況 エ 帰宅困難者の発生状況 オ 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等 カ その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害情報の報告・整理

市（財政班）は、各班、消防本部、消防団に、収集した情報の報告を求め、それらの情報を集約、整理する。

なお、夜間・休日に地震が発生した場合は、職員が参集途上で見聞した情報についても報告を求める。

(3) 関係機関への通報

市（総括班）は、必要に応じて災害情報を海匝地域振興事務所、警察署、消防本部に通報する。

2. 被害調査

市（各班）は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害の認定調査を行う。

市（各班）及び防災関係機関は、それぞれが所管する施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は「被害認定基準」（資料編参照）による。

第4 災害報告

1. 災害発生への報告

市（総括班）は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。

また、震度5強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じたものについては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

その他、市（消防本部）及びちば消防共同指令センターは、同時多発の火災等により通報が殺到したときは、119番件数についても総務省消防庁及び県に報告する。

2. 県への被害報告

(1) 報告基準

市及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

〈報告基準〉

ア	震度5弱以上を観測した場合
イ	気象警報（波浪を除く）が発表された場合
ウ	津波に関する警報・注意報が発表された場合
エ	市災害対策本部を設置した場合
オ	災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
カ	上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
キ	上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(2) 報告先・手段

災害報告は、市（財政班）がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により市（総括班）が県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集・報告の運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(3) 報告事項

県へ報告すべき情報は、次表のとおりとする。

報告事項	ア	災害の原因
	イ	災害が発生した日時
	ウ	災害が発生した場所又は地域
	エ	被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定）
	オ	災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
		① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
		② 主な応急措置の実施状況
		③ その他必要事項
	カ	災害による住民等の避難の状況
	キ	災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
	ク	その他必要な事項

留意事項	<p>ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。</p> <p>イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。</p> <p>ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。</p> <p>エ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。</p>
------	--

(4) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

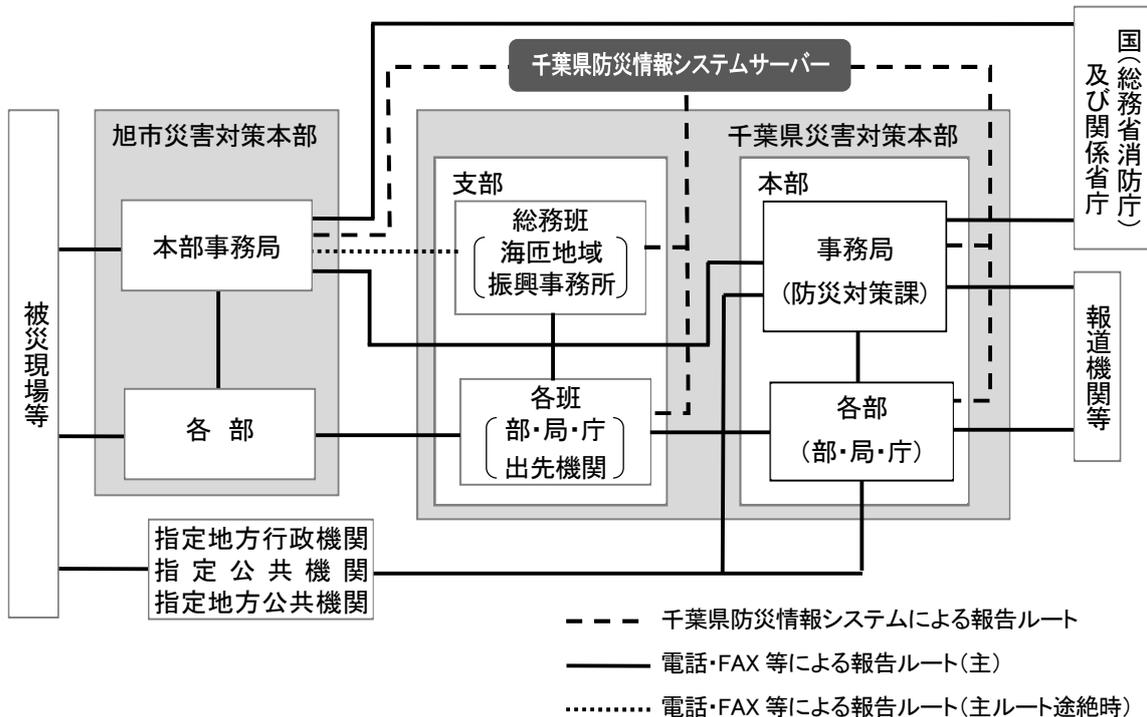
本部長（市長）：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

イ 取扱責任者

本部事務局長（総務課長）：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(5) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、以下のとおりである。



〈被害情報等の収集報告の流れ〉

第5 被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で本部長（市長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに

に、各種援護措置の効率化を図る。

1. 被災者台帳の作成

市（庶務班）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
ア 氏名（住民基本台帳）	収容班
イ 生年月日（住民基本台帳）	収容班
ウ 性別（住民基本台帳）	収容班
エ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	収容班
オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況（り災台帳）	調査班
カ 援護の実施状況	関係各班
キ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	福祉班
ク 電話番号その他連絡先	収容班
ケ 世帯の構成	収容班
コ り災証明書の交付状況	調査班
サ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	庶務班
シ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	庶務班
ス 個人番号（マイナンバー [※] を利用する場合）	収容班
セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

2. 被災者台帳の利用、提供

市（調査班、庶務班）は、り災証明の発行窓口や災害相談総合窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請におけるり災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

市（庶務班）は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第3節 災害広報・相談

体系	担当
第1 災害時の広報	総括班、収容班、消防本部、防災関係機関
第2 災害相談	各班
第3 報道機関への対応	秘書広報班

第1 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

1. 市の広報

(1) 災害発生直後の広報

市（総括班、消防本部）は、市で震度5強以上を観測した場合、状況に応じて防災行政無線等で次の広報を行う。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	イ 地震情報、津波警報等
ウ 津波避難、出火防止等の住民のとるべき措置	エ 地域の自主防災活動の要請等

(2) 災害対策本部設置後の広報

市（総括班、消防本部）は、災害の状況に合わせて、次の手段と内容の広報を行う。

広報手段	ア 防災行政無線（同報系）	イ 広報車による巡回広報、職員の派遣
	ウ 災害広報紙の発行	エ 電子メール等
広報内容	ア 地震・津波に関する情報（余震、津波警報継続等の情報）	
	イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	
	ウ 生活関連情報（電気、ガス、水道等の状況、食料及び生活必需品の供給状況等）	
	エ 通信施設の復旧状況	オ 道路交通状況
	カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況	キ 医療機関の活動状況
	ク 市の対策の実施状況と住民のとるべき措置	

(3) 避難者への広報

市（収容班）は、避難所において避難者への広報を行う。

広報に当たっては、区（自治会）や避難所自治組織及びボランティア等と連携し、混乱が生じないように留意する。また、要配慮者等、情報の入手が困難な避難者に配慮する。

〈避難所における主な広報手段〉

ア 災害広報紙の配布（外国人に配慮して外国語版も検討）
イ 避難所広報板の設置
ウ 避難所自治組織による口頭伝達
エ 手話、外国語ボランティア等による伝達

2. 各防災関係機関の広報

各防災関係機関は市及び放送事業者等と連携し、所管業務に関する広報を的確に行うほか、市や各防災関係機関の広報活動への協力を努める。

第2 災害相談

1. 災害相談総合窓口の設置

市（総括班）は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所内に災害相談総合窓口を設置する。

相談窓口には、各班の担当者を置き、住民の相談に迅速な対応ができるように努める。
なお、相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

〈相談事項例〉

ア 安否情報（家族の消息等）	イ 捜索依頼の受付
ウ り災証明書の発行	エ 埋葬許可証の発行
オ 他各種証明書の発行	カ 仮設住宅の申し込み
キ 住宅の応急修理の申し込み	ク 他災害見舞金、義援金の申し込み
ケ 被災者生活再建支援金の申し込み	コ 生活資金、営業資金等の相談等
サ 福祉、法律関係の相談	シ 職業のあっせん等の相談

2. 安否照会への対応

市（総括班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者及び関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

(1) 安否情報の収集、管理

市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

(2) 安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対してマイナンバーカード、運転免許証、在留カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

ア 照会者の氏名、住所
イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
ウ 照会をする理由

(3) 安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供可能情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第3 報道機関への対応

1. 報道機関への要請

(1) 放送要請

市（秘書広報班）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエム等）に放送を要請する。

(2) 取材の配慮要請

市（秘書広報班）は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

2. 記者発表

市は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者発表場所	市役所本庁舎3階応接室
発表者	第1位 本部長 第2位 副本部長 第3位 本部事務局長（総務部長） 第4位 秘書広報班長
発表内容	ア 被害の状況 イ 災害応急対策の状況 ウ 住民、全国への支援要請等

第4節 消防・救助救急・危険物等対策

項目	担当
第1 消防活動	消防本部、消防団、区（自治会）、事業所
第2 救助・救急	総括班、福祉班、救護班、消防本部、消防団、旭警察署、区（自治会）、事業所
第3 危険物等の対策	教育班、消防本部、県、関東東北産業保安監督部

第1 消防活動

1. 消火活動

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

(1) 常備消防の活動

市（消防本部）は、指揮本部等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(2) 消防団の活動

消防団は、以下の活動を行う。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は市（消防本部）と協力して行うものとする。

ウ 救急救出

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

2. 住民・区（自治会）の消火活動

住民及び区（自治会）は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3. 事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、事業所周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

4. 通電火災への警戒活動

市（消防本部）は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

5. 消防広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

本部長（市長）又は消防長（消防本部）は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、応援隊の受入れは消防本部とし、被災現場への案内等を行う。

(2) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）又は消防長（消防本部）は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2 救助・救急

1. 救助活動

(1) 救出情報の収集

市（消防本部）は、消防署、警察署等の情報から救出情報を収集する。

(2) 救助活動

市（消防本部）及び消防団は、救助隊を編成するとともに、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により市（消防本部）及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等への出動を要請する。

傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、市（救護班、福祉班）との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、区（自治会）等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 警察署の活動

警察署は、被災状況に応じて市（消防本部）等の現場責任者と随時、捜索の担当区分や現場活動に関わる調整等を行い、救護活動に当たる。

(4) 住民、区（自治会）、事業所等の活動

住民、区（自治会）及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2. 救急活動

市（消防本部）は、負傷者を救急車にて救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

市（総括班、消防本部）は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じて千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

3. 惨事ストレス対策

市（消防本部）は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、市（消防本部）は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び市（消防本部）は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油类等危険物保管施設

市（消防本部）は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生防止のための応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、市（教育班）は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

5. 危険物等輸送車両

市（消防本部）は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づき、その状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第5節 医療救護・防疫

項目	担当
第1 応急医療活動	救護班、消防本部、(一社)旭匠瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、県(海匠保健所)
第2 防疫活動	救護班、環境班、県(海匠保健所)
第3 保健活動	給水班、救護班、県(海匠保健所)

第1 応急医療活動

災害により医療機関が喪失若しくは機能低下し、又は診療可能数をはるかに超える傷病者が発生し、通常の医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により診療等を行う。

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長(市長)が実施を判断し、必要に応じて応急医療に着手する。

1. 救護本部の設置

市(救護班)は、市役所本庁舎に旭市救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、旭匠瑳医師会、旭市歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。なお、市(救護班)は、「旭市災害時保健活動指針」に基づき活動するものとする。

また、海匠保健所が合同救護本部を設置する場合は同本部に必要に応じ連絡員を派遣し、県、匠瑳市、鉾子市、地域災害医療コーディネーター、海匠地域内の災害拠点病院等の医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

〈市救護本部・合同救護本部の主な機能〉

- ・医療救護活動の指揮、調整
- ・DMAT以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整
- ・搬送先医療機関の確保、調整
- ・県災害医療本部への要請(医薬品の供給等)
- ・地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進

2. 救護班出動の要請と救護所の設置

市(救護班)は、必要に応じて市内病院、旭匠瑳医師会、旭市歯科医師会に救護班の出動を要請する。また、県に対して、県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害支援ナース等の出動を要請する。

また、医療救護活動を実施するため、必要に応じて(地独)総合病院国保旭中央病院敷地内(体育館を第一候補施設とする。)に救護所を設置し、医療用資機材、非常電源、テント等、応急医療に必要な資機材を確保する。ただし、被災状況等により旭中央病院敷地内への設置が適切でない場合には、旭市保健センターに救護所を設置するものとする。なお、救護所は、救護班の編成状況及び負傷者の発生状況を考慮し、段階的に設定するものとする。

〈救護所設置候補施設・救護所での活動〉

救護所設置候補施設	救護所での活動
<ul style="list-style-type: none"> ・(地独)総合病院国保旭中央病院 (体育館を第一候補施設とする。) ・旭市保健センター 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の緊急度の判定(トリアージ) (2) 傷病者に対する応急処置 (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (4) 軽症者等に対する医療 (5) 助産

3. 医薬品・医療用資機材等の確保

市(救護班)は、救護のための医薬品・医療資機材等を以下の手段で確保する。

- (1) 災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。また、救護所用の医薬品等は、海匝保健所へ供給要請をする。(救護所で使用した医薬品等の費用は、市が実費弁償する。)
- (2) 薬剤師会、卸売販売業者、薬局等から調達し、困難な場合は合同救護本部(海匝保健所)を通じて他の薬品業者や医療機関等に要請する。
- (3) 飲料水、洗浄のための水の供給は、給水班に要請する。
- (4) 輸血用の血液及び血液製剤は、県を通じて千葉県赤十字血液センターに要請する。

4. 後方医療体制

市(救護班、消防本部)は、救護所等で対応できない傷病者を後方医療機関に搬送する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称
市災害医療拠点		市内各病院
災害 拠点 病院	地域災害拠点病院	千葉県立佐原病院
	基幹災害拠点病院	総合病院国保旭中央病院(専用臨時ヘリポートあり)

5. 搬送体制

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、区(自治会)、事業所等が協力して行うことを基本とする。

6. 継続的治療への対応

市(救護班)は、人工透析等継続的治療が必要な住民への応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 防疫活動

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

1. 防疫体制の確立

市(救護班)は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、海匝保健所と連携して適切な措置を講ずる。

2. 防疫活動

(1) 防疫措置の強化

災害の規模に応じ、市（救護班）は、感染症の発生防止と感染症患者の早期発見、感染症の拡大防止を行う。

(2) 広報活動の実施

市（救護班）は、地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(3) 消毒の実施

市（環境班）及び海匝保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条の規定に基づき、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。必要に応じて、災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得るほか、区（自治会）等を通じて住民に防疫用薬剤等を配布し、散布方法を指導する。

(4) 県への支援の要請

市（救護班）は、避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県（海匝保健所）に対して、防疫用薬剤の供給の支援を要請する。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(5) 患者の入院

海匝保健所は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(6) 防疫用薬剤の確保

市（救護班、環境班）は、海匝保健所と連携し、県や市内取扱業者から防疫用資機材・薬剤等を調達することに努める。

(7) 報告

市（救護班）は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を海匝保健所に随時報告する。

第3 保健活動

1. 被災者の健康管理

(1) 要配慮者の健康状態の把握

市（救護班）は、災害発生後、要配慮者の安否・健康状態を把握し、海匝保健所が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市（救護班）は、海匝保健所と連携し、避難所や被災地域において、巡回や健康相談等による被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者に対する支援及び調整を行う。

海匝保健所は保健活動チームを編成し、市が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する

(3) 二次健康被害の予防

市（救護班）は、海匝保健所と連携して、避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確立する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱

中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

市（救護班）及び海匝保健所は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市（救護班）は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立てて必要な支援を海匝保健所に報告する。

海匝保健所は、積極的に市（救護班）の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師、栄養士を派遣するとともに、市（救護班）の要請を県健康福祉部に報告する。

2. 飲料水の安全確保

市（給水班）は、県（海匝保健所）と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、水質検査を実施し安全を確保するとともに、被災者等に広報及び指導を行う。

第6節 避難対策

項目	担 当
第1 避難指示等	総括班
第2 避難所の開設	総括班、収容班、区（自治会）
第3 避難所の運営	食料班、物資班、収容班、福祉班、区（自治会）
第4 避難所の閉鎖	収容班
第5 在宅避難者等の支援	総括班、収容班、救護班
第6 広域避難	総括班
第7 広域一時滞在	総括班

第1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、立退き避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。また、避難指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため、状況に応じて「高齢者等避難」を発表するとともに、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長）、総務部長（総務課長）の順に権限を代行する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	種類	要 件	根 拠
市 長	災害全般 (指示、緊急安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは立退き避難を指示し、急を要するときは緊急安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第60条第1項 ・第3項
知 事	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 海上保安官	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときに、立退き避難又は緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指 示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	地すべり等防止法第25条

第2章 第6節 避難対策

発令権者	種類	要件	根拠
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水・高潮(指示)	洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	水防法第29条

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種類	住民等に求める行動内容	災害事象	発令基準の目安
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 避難の準備を整えるとともに、以後の防災情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 	津波	<ul style="list-style-type: none"> 状況により本部長(市長)が必要と認めるとき
		その他	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 	津波	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質等の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき
緊急安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに安全確保 立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急安全確保措置をとる。 	津波	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害が発生する危険性が高いと判断したとき
		その他	

(注)「立退き避難」とは、災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

(2) 避難指示等の解除

本部長(市長)は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

2. 避難情報等の伝達

(1) 住民等への伝達

市(総括班)は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、口頭、緊急速報メール、災害情報共有システム(Lアラート)等により住民にその旨を伝達する。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域・対象者	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察署及び自衛隊は、避難指示等を発令又は解除したときは、その旨を相互に連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が、区(自治会)等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難支援等関係者が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校等施設における誘導

学校、社会教育施設、幼稚園、保育所（園）等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

4. 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件〉

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知 事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいる場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員又は 消防団員 （消防長又は 消防署長）	火災等	・火災の発生現場 ・危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第28条第1項 （第23条の2第1項）
警察官 （警察署長）	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員（消防長又は消防署長）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	第28条第2項 （第23条の2第2項）
消防機関に 属する者	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条第1項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第21条第2項

第2 避難所の開設

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、避難所の開設に着手する。

1. 避難所の開設

市（収容班）は、感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名する避難所直行職員が開設し、市（収容班）の職員が派遣されるまでの間の初動対応を行う。

避難所を開設したときは、市（総括班）は、避難所開設の状況を県に報告する。

2. 避難者の受入れ

避難所を開設した職員は、施設管理者、区（自治会）と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難者数等を確認し、市（総括班）に報告する。開設当初から感染症対策を講じるよう努める。

第3 避難所の運営

避難所運営の基本は以下のとおりとし、詳細は別途定めるものとする。

1. 避難所運営体制

(1) 避難所運営

避難所の運営は、原則として区（自治会）を中心とした避難者の自治にて行う。

市（収容班）は、自治組織が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、区（自治会）、住民組織のリーダーの指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行える環境づくりを支援する。

運営に当たっての配慮事項は、以下のとおりである。

ア 状況に応じて、避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。また、入浴、洗濯等に必要となる水の確保に努める。

〈避難所の設備〉

・炊き出しのための調理設備や器具	・燃料	・洗濯機
・畳、パーティション	・仮設風呂、シャワー	・暖房機器
・扇風機等の冷房機器	・仮設（簡易）トイレ	等

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。

ウ 管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

〈女性への配慮事項〉

・女性専用の相談窓口	・女性専用の物干し場、授乳室の設置
・男女別の更衣室、トイレ等の確保	・女性担当者による女性専用の物資の配布
・防犯対策	

(2) 避難者の把握

市（収容班）は、区（自治会）や避難所自治組織の協力を得て、避難した住民等に用紙を配布し、各世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿を作成する。さらに、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次パソコン等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても把握する。

(3) 避難所担当の割り当て

避難所の開設が長期に及ぶ場合は避難所ごとに担当部を割り当て、全ての部の職員で運営、管理を分担する。

2. 食料・物資の供給

市（食料班、物資班）は、避難者数から、食料、生活必需品等の品目及び必要量等を計画し、県及び協定先の自治体に要請する。その際、アレルギーを有する者のニーズや被災者のアセスメント調査票を活用し、管理栄養士と連携してアレルギー、食形態、栄養バランスに配慮した食料の確保に努める。

避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、区（自治会）や避難所自治組織に依頼する。なお、食料の配布に当たっては、食物アレルギーの避難者に配慮して配布する食料等の原材料表示や献立表の掲示等を行う。

3. 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

市（収容班）は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消、地区や入所施設ごとにグループ分けするなど避難所生活に配慮する。また、外国人が滞在する避難所に通訳等を派遣して外国語相談に対応するほか、案内板や災害広報紙等の外国語版の作成に努める。

市（福祉班）は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。また、妊産婦や新生児に対応するため、関係機関と連携して必要な人材や物資を確保するとともに、一般の避難者と居住空間を分けるなど対応を工夫する。

(2) 福祉避難所の開設

市（福祉班）は、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設し収容する（第15節「第1 在宅要配慮者への対応」参照）。

4. 多様な避難所の確保

市（収容班）は県の協力を得て、避難の長期化等を考慮して可能な限り旅館やホテル等を確保する。

5. 感染症対策

市（収容班）、避難所担当職員は、避難所における感染症を防止するため、適宜、海匠保健所と連絡を取りながら、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総括班と救護班が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(1) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、そのための受付スペースを確保する。

(2) 滞在スペースのゾーニング等

一般の避難者、有症状者、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

(3) 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、マスクの着用、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(4) 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難を周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、感染防止対策を講じつつ、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

(5) 有症状者の対策

避難者に感染症の疑いがある場合は、医療機関の受診を指示する。

第4 避難所の閉鎖

市（収容班）は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

第5 在宅避難者等の支援

市は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた避難者（以下「在宅避難者等」という。）に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市（総括班）は、区（自治会）、自主防災組織等に、在宅避難者等や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。
- (2) 市（収容班、救護班）は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。
- (3) 特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

第6 広域避難

市は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第7 広域一時滞在

大地震により被災した住民について、市外の市町村に一時的な滞在の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8、第86条の9に基づき、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う。

1. 広域一時滞在の要請

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

(1) 県内他市町村への受入れ要請

ア 広域一時滞在の要請

市（総括班）は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町

村」という。)に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 協議先市町村からの通知内容の公示 ② 内閣府令で定める者への通知 ③ 県への報告 |
|--|

イ 広域一時滞在の解除

市（総括班）は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 協議先市町村への通知 ② 内閣府令で定める者への通知 ③ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ④ 県への報告 |
|---|

(2) 県外他市町村への要請

ア 他都道府県への受入れ協議

市（総括班）は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

イ 公共施設等への受入れ決定

市（総括班）は、県から被災住民を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設等を決定した旨の通知内容の公示 ② 内閣府令で定める者への通知 |
|--|

ウ 県外広域一時滞在の解除

市（総括班）は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ② 内閣府令で定める者への通知 ③ 県への報告 |
|---|

2. 広域一時滞在の受入れ

他市町村から本市へ、被災住民の一時滞在の受入れ要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

(1) 受入れ協議

市（総括班）は、県内他市町村から被災住民の受入れ協議を受けた場合、以下に例示するような理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災住民について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自らも被災していること。 ② 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと。 |
|--|

- ③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- ④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

(2) 受入れ公共施設等の確保

市（総括班）は、被災住民を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

3. 費用負担

一時滞中に要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

第7節 生活救援

項目	担当
第1 応急給水	給水班
第2 食料の供給	食料班、物資班
第3 生活必需品の供給	物資班
第4 救援物資の要請・受入れ	総括班、物資班
第5 燃料の確保及び供給	総括班、物資班

第1 応急給水

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、応急給水に着手する。

1. 給水の方針

地震発生直後は各家庭や市が備蓄する飲料水で対応し、それ以降は、県や市が調達した飲料水及び給水活動並びに支援物資等で対応することを基本とする。

2. 給水需要の把握

市は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

3. 応急給水活動

(1) 給水量の基準

給水量の基準は、次のとおりとする。

〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

出典：(財)水道技術研究センター

(2) 優先給水

災害発生当初は、断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 給水活動

災害発生直後は、備蓄飲料水、救援物資のペットボトル（協定による流通備蓄の調達も含む）を供給する。

その後、給水車等により避難所等での給水拠点で、住民が持参した容器（タンク、バケツ等）に給水する。搬送用車両及び容器等が不足する場合は、市の備蓄品、市内店舗等、県及び関係機関等に要請して調達し、市民等に貸与する。

復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。
その他、市の防災井戸等を活用する。

(4) 要配慮者への給水活動

在宅（グループホーム含む）の要配慮者に給水方法を周知するとともに、給水所から自宅への飲料水の搬送等について、区（自治会）や災害ボランティアセンターに支援を要請する。

(5) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

第2 食料の供給

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、食料の供給に着手する。

1. 食料供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した食料等で対応することを基本とする。

2. 食料の確保

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、以下のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

- | |
|-----------------------------|
| ア 避難所に避難している者 |
| イ 住家の被害等により炊事のできない者 |
| ウ 災害による流通支障等で食料を得られない者 |
| エ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 |
| オ 災害応急対策活動従事者 |

(2) 需要の把握

市（食料班）は、以下の班が把握した食料の需要をとりまとめる。

〈需要把握の対象者〉

- | |
|---------------------------|
| ア 収容班：避難所滞在者及び在宅避難者等 |
| イ 総括班：災害応急対策活動従事者（応援者を含む） |

(3) 食料の確保

市（食料班）は、必要量に基づき、協定団体への要請や救援物資等を活用して食料を確保する。確保が困難なときは、県に対して応援を要請する。

供給する食料は、原則として、弁当、パン、飲料とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。

業者からの確保が困難な場合は、自衛隊等に炊き出しを要請する。なお、市（食料班）が炊き出しを行う場合は、拠点を給食センター及びふれあいセンターなどとする。

政府所有米穀の調達を要する場合は、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

知事が、農産局長に対し、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する

基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結した上で、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

市が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

3. 食料の供給

市（食料班）は、避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、市（物資班）又は輸送業者に要請する。

避難所での避難者への食料配布や食事の世話等は、区（自治会）、避難所自治組織、ボランティア等に依頼する。

その他、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

第3 生活必需品の供給

災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、生活必需品の供給に着手する。

1. 生活必需品供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した生活必需品等を供給することを基本とする。

2. 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、以下のとおりとする。

〈生活必需品の供給対象者〉

住家の被害が全半壊（焼）、流出、床上浸水等であって、被服、寝具その他生活上必要な日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

(3) 物資の確保

市（物資班）は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

3. 生活必需品の供給

避難所への供給は、食料と同様とする。

第4 救援物資の要請・受入れ

1. 救援物資の要請

市（総括班、物資班）は、備蓄品、県や協定団体からの調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、全国的に救援物資の提供を募集する。

この際、必要とする物資の内容、量、送付方法等を明示して募集する。

2. 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ方針

救援物資の受入れは、企業、自治体、団体からのみとすることを原則とする。

市（物資班）は、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、市が必要なときに供給を要請する。

(2) 救援物資の受入れ

市（物資班）は、物資集積拠点（候補施設：旭スポーツの森公園総合体育館、旭文化の杜公園、道の駅「季楽里あさひ」）を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

第5 燃料の確保及び供給

市（総括班、物資班）は、災害対策本部や病院等の非常電源（自家発電設備等）の燃料が不足する場合、また、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、千葉県石油協同組合旭支部、千葉県LPガス協会海匝支部、ちばみどり農業協同組合に燃料の供給を要請する。

なお、地域内での確保が困難な場合は、国や県等に要請する。

第8節 交通・緊急輸送

項目	担当
第1 交通対策	土木班、県（海匠土木事務所）、旭警察署、交通安全協会（交通安全指導員）
第2 緊急輸送	総括班、教育班、土木班
第3 緊急通行車両等の確認	総括班、旭警察署

第1 交通対策

1. 交通情報の収集

市（土木班）は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通の状況、道路の被災状況等の情報を収集する。収集する交通情報は、以下のとおりとする。

〈収集する交通情報〉

ア 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
イ 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
ウ 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
エ その他必要な事項

2. 交通規制

(1) 交通規制の実施

各道路管理者、警察署は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

市（土木班）は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

各機関は、交通規制等を実施した場合、速やかに市民、運転者等にその旨を周知する。

〈交通規制等の実施機関及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法 第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法 第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3第1項 第76条の3第2項

第2章 第8節 交通・緊急輸送

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法 第46条
道路管理者等	放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対して車両等の移動を命令することができる。また、運転者等が不在の場合等には、道路管理者等が自ら車両等の移動を行うことができる。 ※道路管理者等とは、道路法による道路を管理する道路管理者、港湾法による道路を管理する港湾管理者、漁港漁場整備法による道路を管理する漁港管理者をいう。	災害対策基本法 第76条の6

(2) 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、以下のとおりとする。

なお、津波避難時における車両使用については、津波避難計画等に定める自動車の利用ルール等に則り、安全かつ確実に行う。

〈運転者のとるべき措置〉

<p>ア 車両運転中の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること ② 停止後は、ラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること ③ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。 ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 <p>イ 車両運転中以外の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。 ② 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。 <p>ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移

動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

第2 緊急輸送

1. 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の確保

市（土木班）は、緊急輸送道路の状況を点検し、他の道路管理者や警察署と情報を共有し、必要に応じて交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と連絡をとる。

（注）緊急輸送道路は、機能別に1次・2次及び3次路線に分類される。

1次路線 … 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2次路線 … 第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

3次路線 … その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路

【資料編 緊急輸送道路分布図】

(2) くしの歯作戦との連携

県が「九十九里・南房総沿岸部における津波被害時の道路啓開計画（くしの歯作戦）」を実施する場合、市（土木班）は県と連携して、あらかじめ選定された道路啓開候補路線の優先確保に協力する。

（注）くしの歯作戦の道路啓開候補路線は、段階的に次の3路線に分類される。

STEP1 … 広域的な路線（市内に該当なし）

STEP2 … 被災地へ最短で向かう路線（市内では国道126号が該当）

STEP3 … 被災地における路線（市内では県道30号が該当）

2. 車両輸送

(1) 車両の確保

市（総括班）は、公用車その他の車両を管理し、常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

公用車が不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者、トラック協会、バス協会等に調達を要請する。

(2) 燃料の確保

市（総括班）は、公用車、応援車両等に必要な燃料を優先的に給油するよう千葉県石油協同組合旭支部及びちばみどり農業協同組合等に要請する。

3. ヘリコプター輸送

(1) ヘリコプターの確保

市（総括班）は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

市（教育班）は、ヘリコプター臨時離発着場を開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等の関係機関と連携して運用する。

第2章 第8節 交通・緊急輸送

〈ヘリコプター臨時離発着場予定地〉

種類	名称	所在地	座標		備考
			緯度	経度	
優先設置施設	旭スポーツの森公園	ニの 5491	35, 43, 19	140, 37, 47	
	日清紡 旭テストコース	鎌数 9163-13	35, 43, 30	140, 36, 55	
	旭文化の杜公園	ハの 250-1	35, 42, 58	140, 38, 51	
	総合病院 国保旭中央病院	イの 1326	35, 43, 03	140, 39, 51	傷病者搬送用
	海上コミュニティ運動公園	高生 7	35, 44, 07	140, 41, 28	
	旧飯岡中学校跡地	萩園 1267	35, 42, 13	140, 42, 45	
	いいおかふれあいスポーツ公園	横根 3550	35, 42, 37	140, 42, 48	
	飯岡野球場	三川 5885-2	35, 42, 09	140, 41, 27	
	防衛施設庁 電子装備研究所飯岡支所	埴 3847	35, 43, 49	140, 44, 40	
	県総合スポーツセンター 東総運動場	清和乙 621	35, 46, 29	140, 37, 16	
予備設置施設	第一中学校	ハの 2304	35, 42, 33	140, 38, 41	
	第二中学校	ニの 2510-1	35, 43, 07	140, 38, 44	
	中央小学校	ハの 74	35, 42, 59	140, 39, 13	
	富浦小学校	中谷里 3383-2	35, 41, 42	140, 38, 00	
	矢指小学校	椎名内 1278	35, 42, 09	140, 40, 08	
	豊畑小学校	井戸野 2738	35, 42, 37	140, 36, 53	
	干潟小学校	鎌数 9508	35, 43, 17	140, 36, 16	
	共和小学校	新町 771	35, 44, 32	140, 38, 16	
	琴田小学校	琴田 2864-1	35, 44, 19	140, 39, 25	
	旧海上中学校跡地	後草 2295	35, 43, 36	140, 41, 14	
	滝郷小学校	清滝 821	35, 45, 41	140, 41, 11	
	飯岡小学校第2グラウンド	飯岡 2020-1	35, 42, 06	140, 43, 31	
	三川小学校	三川 4643	35, 42, 23	140, 42, 10	
	干潟中学校	入野 2170	35, 46, 16	140, 37, 20	
	古城小学校	錆木 2699	35, 45, 34	140, 35, 31	

4. 鉄道による輸送

市（総括班）は、災害の状況により、東日本旅客鉄道株式会社等に鉄道輸送を依頼する。

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

市（総括班）は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

2. 緊急通行車両の標章等の事前交付について

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

第9節 災害警備・防犯

項目	担当
第1 災害警備	旭警察署
第2 防犯	総括班、收容班、旭警察署、区（自治会）、避難所自治組織、防犯指導員、自主防犯組織、防犯組合連合会

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

2. 警備体制

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

(2) 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合及び地震・津波等により大・中規模な被害が発生した場合等

なお、災害警備本部設置予定場所が被災して使用不可能な場合、市の施設を借上げて設置する。

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等の防止活動に当たる。

なお、市（総括班、収容班）は、区（自治会）、避難所自治組織等に対して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の協力要請を行う。

また、防犯指導員、自主防犯組織、防犯組合連合会等と連携して、地区の防犯活動を行う。

第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬

項目	担当
第1 行方不明者の搜索	福祉班、消防本部、消防団、旭警察署、銚子海上保安部、自衛隊、区（自治会）
第2 遺体の処理・埋火葬	総括班、福祉班、環境班、県、日本赤十字社（千葉県支部）、（一社）旭匠瑳医師会、（一社）旭市歯科医師会

第1 行方不明者の搜索

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、行方不明者の搜索に着手する。

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

市（福祉班）は、搜索願等により行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。なお、行方不明者のリストは、県、消防署、警察署及び自衛隊に提出して情報を共有する。

2. 搜索活動

市（消防本部）は、警察署、海上保安部、自衛隊、消防団、区（自治会）等の協力を得て搜索活動を実施する。また、行方不明者の確認情報を各搜索機関から収集し、行方不明者リストと照合して整理し、県及び各搜索機関と共有する。

死体を発見したときは警察署に届出を行い、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等による調査を受けるとともに、遺体の収容について必要な協力を求める。

第2 遺体の処理・埋火葬

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、遺体の処理、埋火葬に着手する。

また、遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、市内での対応が不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 遺体の処理

市（福祉班）は、警察官の調査、検視後の遺体検案のため、県、日本赤十字社（千葉県支部）、旭匠瑳医師会、旭市歯科医師会等に医師等の派遣を要請する。

遺体の処理は、市が指定する遺体安置所で行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡し、遺体処理台帳等に必要事項を記載する。

身元不明遺体の身元調査や遺体安置所の確保については、必要に応じて警察署に協力を求める。

〈遺体の処理〉

遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗淨、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

2. 遺体の安置

市（福祉班）は、市に引き渡された遺体を安置するため、公共施設に遺体安置所（候補施設：体育館等の市有施設）を開設する。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。また、遺体保存用の資機材の確

3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、遺族が行うことを原則とする。

市（福祉班）は、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。また、県と全国霊柩自動車協会との協定による遺体の搬送協力を要請する場合は、県を通じて行う。

4. 遺体の埋火葬等

引き取り手のない遺体及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

(1) 埋火葬の受付

市（総括班）は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 火葬

市（環境班）は、遺体を市の火葬場で火葬し、遺族に引き渡す。

遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

(3) 身元不明者の対応

市（福祉班）は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手の無い遺骨は、旭市行旅病人及び行旅死亡人事務取扱規則により扱う。

第11節 清掃・廃棄物・環境対策

項目	担当
第1 清掃・廃棄物処理	環境班、土木班、東総衛生組合、東総地区広域市町村圏事務組合
第2 道路・河川・漁港等の障害物除去	土木班、県（海匠土木事務所、銚子漁港事務所）、海匠漁業協同組合、土地改良区
第3 環境汚染・健康被害の防止	環境班、県
第4 動物対策	食料班、環境班、県（海匠保健所、千葉県動物愛護センター、東部家畜保健衛生所）

第1 清掃・廃棄物処理

1. 災害廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

市（環境班）は、災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、旭市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県に協力を要請するとともに、千葉県が締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」により支援要請し、支援受託した事業所の協力を求める。

(2) がれき処理

市（環境班、土木班）は、「災害廃棄物等の処理に関する協定」、「災害時応急工事等の協力に関する業務協定」に基づき、民間委託業者に要請して、災害廃棄物を一時的に保管する仮置場（候補施設：飯岡野球場、長熊スポーツ公園及びその他公共用地等）へ運搬し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(3) 粗大ごみの処理

市（環境班）は、ごみ処理実施計画の粗大ごみの発生量が多大となる場合は、平常時の処理体制によらず、民間委託業者に要請して、廃棄物を一時的に保管する仮置場へ運搬し、分別、中間処理、リサイクル等を行い適正に処分する。

(4) 生活ごみの処理

市（環境班）は、ゴミの収集体制の維持に努め、処理については東総地区クリーンセンターが実施する。対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(5) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、市（本部長）は、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

2. し尿の収集・処理

(1) 仮設トイレの設置

市（環境班）は、断水地域の避難所等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、備蓄及びレンタル業者から確保する。

(2) し尿の収集・処理

し尿の収集・処理は、東総衛生組合が委託する業者のバキュームカーにより実施する。

市（環境班）は、し尿収集・処理が困難な場合、県、近隣市町、民間業者へ応援を要請する。

なお、県と千葉県環境保全センター（加盟民間業者）との災害協定により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を同センター加盟の民間業者に要請する場合は、県を通じて行う。

(3) 自宅トイレの活用

断水のために水洗トイレが使用できない場合は、自宅での簡易トイレの使用を要請する。市（環境班）は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保して住民へ配布する。

第2 道路・河川・漁港等の障害物除去

各道路管理者は管理道路の通行障害物を、河川管理者は管理河川の流下障害物を、漁港管理者は漁港内の漂流物をそれぞれ調査し、緊急車両や航行船舶の通行確保及び二次災害の防止のために必要な障害物を除去する。

除去の方法はがれき処理に準ずるが、土地改良区、漁業協同組合等と連携して、障害物の所有者の同意を得るよう努める。

第3 環境汚染・健康被害の防止

市（環境班）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1. 死亡家畜の処理

市（食料班）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

市（環境班）は、飼い主の被災等により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、海匝保健所、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し必要な措置を講ずる。

3. ペット同行避難への対応

市（環境班）は、ペット同行避難に備えて、避難所の敷地内にペットのスペースを確保する。ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置して救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

第12節 建築物・住宅対策

項目	担当
第1 住宅障害物の除去	都市班
第2 住宅の応急修理	都市班
第3 ブルーシートの供給等	都市班
第4 応急仮設住宅の供給	都市班
第5 被災建築物の応急危険度判定	都市班
第6 被災宅地等の危険度判定	都市班
第7 住家の被災調査・り災証明の発行	調査班、消防本部

第1 住宅障害物の除去

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、住宅障害物の除去に着手する。

対象者は災害救助法に基づいて以下の者とし、除去活動は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

〈住宅障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 (2) 住家の被害程度が半壊(焼)又は床上浸水の者 (3) 自らの資力では障害物の除去ができない者 |
|---|

第2 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、住宅の応急修理に着手する。

1. 応急修理の対象者

災害救助法に基づいて、次の罹災者を対象とする。

応急修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者

市（都市班）は、住宅の応急修理制度の実施要領を作成して、被災者に周知し、申し込みを受け付ける。

2. 応急修理の実施

応急修理は、建設事業者との請負契約により実施し、申込者に事業者を紹介する。
市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第3 ブルーシートの供給等

1. ブルーシート等の供給

市（都市班）は、大地震等の発生により多数の家屋の屋根が被災した場合は、国、県、協定団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

配布に当たっては、状況に応じてブルーシート等配布窓口を設置し、休日や夜間の配布に努めるとともに、配布する際は、ブルーシート設置のための高所作業による転落事故について注意喚起を行う。

なお、配布窓口の人員確保が困難な場合は、総括班に調整を依頼する。

2. ブルーシートの設置支援

市（都市班）は、県及び国と連携し、被災者に対してブルーシート等の設置を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

第4 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、応急仮設住宅の供給に着手する。

1. 需要の把握

市（都市班）は、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所において、応急仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者とする。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次の全ての条件に該当する者

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者（半壊等であっても提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議）

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者

2. 賃貸型応急住宅の確保

市（都市班）は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅の空き戸数を把握し、借り上げて応急仮設住宅として提供する。

3. 応急仮設住宅の建設

賃貸型応急住宅が確保できない場合は、応急仮設住宅を建設する。

(1) 用地確保

市（都市班）は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地（候補地は資料編参照）から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(2) 建設

市（都市班）は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(3) 管理

市（都市班）は、入居者の要望等を把握し応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

第5 被災建築物の応急危険度判定

1. 判定実施体制の準備

市（都市班）は、判定実施本部を設置し、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材などの準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

第6 被災宅地等の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

市（都市班）は、判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、宅地等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、住民に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第7 住家の被災調査・り災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

市（調査班）は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、市（消防本部）が消防法に基づき火災調査を行う。

ア 一次調査

外観目視調査により判定する。

イ 二次調査

申請があった場合、外観目視調査及び内部立入調査により判定する。

ウ 三次調査

再調査の依頼があった場合、必要に応じて再調査を行う。

(2) 調査に当たって留意すべき事項

ア 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果を活用するなど適切な手法により実施する。

イ 速やかに調査できるよう、調査担当者の育成、応急危険度判定担当者との家屋被害情報の共有体制、他の市町村等や協定団体との被害家屋調査の連携体制の整備に努める。

2. り災証明の発行

市（調査班、消防本部）は、家屋の被害調査、火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において、り災証明書（様式は資料編参照）を発行する。

なお、動産等については、減税等の措置が取られる場合、被災証明書（様式は資料編参照）を発行する。

第13節 液状化等によるライフライン施設等の応急対策

項目	担当
第1 ライフライン施設	給水班、上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、総武ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班、県（海匠土木事務所）、東日本旅客鉄道株式会社
第3 公共施設	各班

第1 ライフライン施設

1. 上水道施設

市（給水班）は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

市の体制では早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧の優先順位等の考え方は次のとおりである。

〈上水道施設の復旧の優先順位等の考え方〉

- ア 配水施設の復旧を優先する。
- イ 主要な配水管及び病院や避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。
- ウ 液状化等により漏水箇所の特정이困難な場合は、速やかに被害の全容把握に努める。

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の各項に掲げる情報について積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

2. 下水道施設

市（上下水道班）は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に当たる。

また、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、津波、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、復旧対策を講じる。停電発生の場合は、可能な限り復旧時間の見込みを市へ連絡する。

また、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、ホームページや市と締結した「停電時等における旭市防災行政無線の活用に関する協定」及び「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（以下「災害協定」という。）」に基づき広報活動を実施するとともに、広報車等

により直接該当する地域へ周知する。

大規模停電の発生時には、災害協定及び「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」に基づいて連絡調整員を派遣し、連絡調整員は市との情報連携と要請窓口としての役割を担う。

なお、災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防機関等から要請や建物倒壊・浸水他があった場合には、送電停止等の適切な危険防止措置を講じる。

4. 都市ガス施設

総武ガス株式会社は、都市ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、総武ガス株式会社は、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

5. 通信施設

(1) 電話施設

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって以下の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| ア 通信途絶、利用制限の理由と内容 |
| イ 災害復旧措置と復旧見込み時期 |
| ウ 通信利用者に協力を要請する事項 |
| エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、災害用伝言板「web171」の提供開始 |

(2) 郵便関係

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

その他、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

第2 交通施設

1. 道路・橋梁

地震災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

このため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については応急措置を行う。

市（土木班）は、所管する道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

また、県が管理する国道、県道と交通上密接な市道について、市の工事实施体制等を勘案して県が災害復旧工事等を行う権限代行制度の活用が必要なときは、同制度による支援を県に求める。

2. 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

震度によって列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、あらかじめ指定された避難場所へ混乱が生じないように誘導する。

列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

(3) 救出・救護

駅員、乗務員が警察署、市（消防本部）との協力のもとに、救出、救護活動を行う。

(4) 出火防止

火気器具の点検、初期消火を行う。

(5) 防災器具の操作

駅等に配置してある防災器具を操作する。

(6) 情報の収集等

関係機関と連絡を取り、可能な限り地震その他の情報を収集し、乗客に提供する。

第3 公共施設

市（公共施設を管理する各班）は、管理施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第14節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	担当
第1 災害発生時の対応	教育班
第2 応急保育	福祉班
第3 応急教育	教育班
第4 社会教育施設の対策	施設管理者
第5 文化財対策	文化財の所有者・管理者

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒等の安全確保

学校長等は、地震及び津波が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（千葉県、平成24年3月）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難場所に避難誘導をする。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。市（教育班）は、学校等からの報告に基づき児童・生徒等の安否情報を把握する。

2. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査する。市（教育班）は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

3. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合、学校長等は市と協力して、児童・生徒等の安否を確認する。

4. 避難所開設への支援

各学校の教職員は、市職員、区（自治会）等と連携して避難者を受け入れる。

第2 応急保育

市（福祉班）は、保育所（園）の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育所（園）を設け応急保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障がある場合は、近隣の保育所（園）で保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の児童等を一時的に預かる応急保育を実施する。なお、児童クラブ及び民間保育所（園）に対しては、児童等の安全を確保するために必要な措置を講じるよう依頼する。

市は、災害の状況により、被災した保育所（園）の職員及び児童等に対する感染症予防対策、健康診断、心のケア等を、海浜保健所及び関係機関等と協議して行う。

第3 応急教育

1. 応急教育の準備

市（教育班）及び学校長等は、応急教育計画の作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等

及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、地震・津波発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき、状況に応じて授業等を随時再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、市（教育班）は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

市（教育班）は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、海匠保健所、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 避難所との区分

市（教育班）及び学校長等は、避難スペースと教育の場を区分し、学業と避難生活が相互に妨げにならないように配慮する。

また、災害によって校舎等の一部が損壊した場合、避難所等に校舎等を提供することによって児童生徒の一部又は全部が校舎等を使用できなくなった場合は、応急教育計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

市（教育班）は、学校の再開後、県及び関係機関と協議し、できる限り早い段階での学校給食の再開に努める。

(5) 学校納付金等の減免

市（教育班）は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

3. 学用品の支給

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、学用品の支給に着手する。

市（教育班）は、災害により学用品を失った児童・生徒等を把握し、必要な教科書、文房具、通学用品その他の学用品を給与する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難所にて地域の住民に引き渡す。

また、社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

なお、被災した社会教育施設を避難所として一時使用する場合には、構造上の安全を確認した上で使用する。

第5 文化財対策

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会へ、国、県指定の文化財は、市教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

第15節 要配慮者対策

項目	担当
第1 在宅要配慮者への対応	総括班、福祉班
第2 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害したりするおそれがある。

このため、福祉関係者や民生委員・児童委員、区（自治会）等が連携して、避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、避難所での要配慮者のケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

第1 在宅要配慮者への対応

在宅の要配慮者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は「旭市災害時要援護者避難支援計画」に定める。

1. 避難行動要支援者の避難支援

市（総括班、福祉班）は、避難指示等を発令した場合、防災行政無線、防災あさひメール配信サービス、緊急速報メール等で避難支援等関係者に避難行動要支援者の避難支援を呼びかける。

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報についても、災害対策基本法第49条の11及び49条の15の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

2. 避難所における支援

市（福祉班）は、要配慮者の避難状況やニーズを速やかに確認し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、区（自治会）、福祉ボランティア等の協力を得て、次の対策を行う。

(1) 資機材の確保

障害者用仮設トイレ、ベッド及び医療器具等の必要な資機材の確保を行う。また、医療的ケアを必要とする避難者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に努める。

(2) 生活必需品、食料、医療品等の確保

市（福祉班）は、避難支援者や区（自治会）、避難所担当職員等を通じて、避難所や仮設住宅の要配慮者のニーズを把握し、要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品等を供給する。この際、食料、生活必需品の受給等が困難な場合は、区（自治会）や災害ボランティアセンターに在宅者への配送を要請する。

医薬品が不足する場合は、市（救護班）を通じて調達する。

(3) スタッフ（人）等の確保

必要な援助やサービス等を確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行うとともに、区（自治会）や災害ボランティアセンターに、在宅者の巡回訪問を要請する。

避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合は、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」による千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。

また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受け付ける。

3. 福祉避難所の開設

市（福祉班）は、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

なお、受け入れる避難者については、事前に施設の管理者等と協議を行っておく。

〈福祉避難所予定施設〉

名 称	備 考
特別養護老人ホームやすらぎ園	旭福社会
恵天堂特別養護老人ホーム	愛仁会
特別養護老人ホーム東風荘	東風会
特別養護老人ホーム白寿園	李白会
社会福祉法人ロザリオの聖母会	ロザリオの聖母会

4. 社会福祉施設等への入所

市（福祉班）は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

5. 避難所から福祉避難所への移送

(1) 移送者の検討

市（福祉班）は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

(2) 移送手段の確保

福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

また、地域住民に対し、移送支援を要請する。

6. 被災した要配慮者の生活確保

市（福祉班）は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者の生活支援として、避難所等において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等を行う。

第2 社会福祉施設入所者等への支援

1. 安全確保

各施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷者が発生した場合は、医療機関等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

市（福祉班）は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等に関する支援を行う。

2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第16節 災害派遣・応援要請

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、自衛隊
第2 県・他市町村等への要請	総括班、関係各班
第3 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、上下水道班
第4 労働力の確保	物資班

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続き

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 調整組織の構築

県、市、自衛隊等による調整組織を構築する場合、市は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

(3) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(4) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

第2章 第16節 災害派遣・応援要請

項 目	内 容
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、本部長（市長）が当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
イ	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
ウ	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ	天幕等の管理換（所属の移管）に伴う修理費
オ	その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

ア	災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
イ	災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
ウ	災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
エ	その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

第2章 第16節 災害派遣・応援要請

なお、県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員（情報連絡員）の派遣やプッシュ型支援を実施しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われることがある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

3. 指定地方行政機関等への要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	(1) 派遣の要請・あつせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第29条 ・地方自治法第252条の17 (2) あつせんの根拠 ・災害対策基本法第30条

4. 県内市町村への応援要請

県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	(1) 被害の状況 (3) 応援の具体的な内容及び必要量 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるもの他必要な事項	(2) 応援の種類 (4) 応援を希望する期間
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

5. 応援者の受入れ・活動支援

市（総括班）は、応援部隊の集結拠点（候補施設：旭スポーツの森公園、海上コミュニティ運動公園等）を確保し、応援を受け入れる。

また、応援部隊の食料、資機材、宿泊等は、応援者側で手配するように要請する。

6. 千葉県大規模災害時における応援受入計画

大規模な自然災害発生時には「千葉県大規模災害時における応援受入計画」（平成28年3月）に基づき、県は広域防災拠点を設置して県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う。

県が広域防災拠点を設置した場合、市（関係各班）はこれらの拠点と連携して応援等の受入れを円滑に行う。

また、本市が管理する施設（旭文化の杜公園）に広域防災拠点が設置された場合は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行う。

〈旭市周辺の広域防災拠点〉

拠点的種類	対象地域	施設名（所在地）	活動部隊
広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	海匝・山武 ゾーン	県総合スポーツセンター 東総運動場（旭市） 昭和の森（千葉市） 旭文化の杜公園（旭市） 松尾運動公園（山武市）	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
災害拠点病院等 （DMATの受入れ、重傷 傷病者の航空機搬送等）		総合病院国保旭中央病院（旭市） 東千葉メディカルセンター （東金市）	-
広域物資拠点（物資の管理、 市町村物資拠点への輸送）		民間営業倉庫	-
広域災害ボランティアセンター		海匝・山武・ 長生地域	さんぶの森公園（山武市）

第3 上水道・下水道事業体の相互応援

1. 上水道

市（給水班）は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業者等に応援要請をする。

被災規模が大きい場合は、その他の関係機関へ応援要請をする。

2. 公共下水道

市（上下水道班）は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

3. 農業集落排水

市（上下水道班）は、「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」に基づき、一般社団法人地域環境資源センターへ応援要請をする。

第4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、銚子公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

また、千葉公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の確保に努めるよう要請する。

第17節 ボランティアへの対応

項目	担当
第1 ボランティアの受入れ	福祉班、(社福)旭市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	福祉班、(社福)旭市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ

1. 災害ボランティアセンターの設置

旭市社会福祉協議会及び市（福祉班）は協力して旭市災害ボランティアセンター（候補施設：社会福祉協議会等）を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。災害ボランティアセンターを設置できない等の場合は、県が広域災害ボランティアセンターをさんぶの森公園（山武市）に設置する計画となっている。

なお、ボランティアへの参加は、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

2. 災害ボランティアの受入れ

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、旭市災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。本市民のボランティア登録の際には、活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

専門ボランティアは、市（福祉班）が受け付け、専門分野に対応する班にあっせんする。

広域災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

3. ボランティアニーズの把握

旭市社会福祉協議会は、地区社協や関係機関などと連携してボランティア需要状況の的確な把握に努める。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

専門分野	(1) 救護所での医療救護活動 (2) 被災建築物応急危険度判定 (3) 被災宅地危険度判定 (4) 外国語の通訳、情報提供 (5) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 (6) 被災者への心理治療 (7) 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供 (8) その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	(1) 避難所の運営補助 (2) 炊き出し、食料等の配布 (3) 救援物資や義援品の仕分け、輸送 (4) 高齢者や障害者等要配慮者の介助 (5) 被災地の清掃、がれきの片づけなど (6) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (7) その他被災地における軽作業等

4. ボランティアの呼びかけ

旭市社会福祉協議会及び市（福祉班）は、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、旭市災害ボランティアセンター、ボランティア団体、NPO法人等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

5. 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自身が確保する。

ボランティアの活動拠点や必要な資機材等は、旭市社会福祉協議会と市等が協力して確保する。

第18節 帰宅困難者等対策

項目	担当
第1 施設管理者等の対応	施設管理者
第2 市の対応	物資班

第1 施設管理者等の対応

1. 事業所や学校等の対応

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況等を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等から周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は近隣の安全な場所へ待機させる。

2. 大規模集客施設や駅等の対応

大規模集客施設、東日本旅客鉄道株式会社は、従業員、旅客及び管理施設の被害状況等を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等から周辺の安全を確認した上で、旅客を施設内の安全な場所へ保護し、又は、市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1. 帰宅困難者等の把握と情報提供

市（物資班）は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。また、市が把握した被害や交通状況などの災害関連情報を提供する。

2. 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市（物資班）は、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設（候補施設：道の駅「季楽里あさひ」、指定避難所等）を開設する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、市本部を通じて県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

市（物資班）は、大規模集客施設や駅等で保護された利用客を、各事業者や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第19節 災害救助法の適用

項目	担当
第1 災害救助法の適用基準	福祉班
第2 災害救助法の適用手続き	福祉班
第3 災害救助法による救助の実施者	福祉班、各班、消防本部

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

県の人口が300万人以上で、市の人口が5万人以上10万人未満の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 市内の家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が80世帯以上に達する場合

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯数が40世帯以上に達する場合

ウ 県内の滅失世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	滅失住家1世帯
(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。		

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 〔大規模半壊〕 損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 〔中規模半壊〕 損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもをいう。 〔半壊〕 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

※内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」より

第2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長（市長）は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第3 災害救助法による救助の実施者

市（福祉班）は、災害救助法の対象となる業務を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、県に報告する。

報告の方法と手順は、千葉県の「災害救助の手引き」に基づいて行う。

各班は、災害救助法による救助事務を日毎に記録し、整理する。また、災害ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務を社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるため、当該事務の記録、整理を社会福祉協議会等に依頼する。

<災害救助法の対象業務>

- (1) 避難所の供与※
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出し、その他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 死体の捜索
- (12) 死体の処理
- (13) 埋葬
- (14) 応急救助のための輸送等
- (15) 住宅障害物の除去

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみが対象となる。

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合、本部長（市長）は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

第20節 津波災害応急対策

項目	担当
第1 津波警報等の収集・伝達	総括班、各班、消防本部、消防団、各防災関係機関、旭警察署
第2 津波避難対策	総括班、各班、消防本部、消防団、各防災関係機関

第1 津波警報等の収集・伝達

1. 津波警報等の収集

市（総括班、消防本部）は、千葉県防災情報システム等で津波警報等を確認し、速やかに関係機関等へ連絡する。

なお、気象庁が発表する津波警報等の内容は以下のとおりで、本市の沿岸は「千葉県 九十九里・外房」の予報区に属する。

(1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、予想される津波の高さを求め、津波による災害発生が予想される場合には、地震発生から約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であるため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ等〉

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値 での発表	定性的表現 での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		

第2章 第20節 津波災害応急対策

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3 m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

〈津波情報の種類と発表内容〉

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2. 海面等の監視

市（消防本部）、防災関係機関、海水浴場の管理者等が相互に連携し、津波のおそれがあるときには、状況に応じて、確実に安全を確保できる場所で津波の河川遡上や潮位等の異常

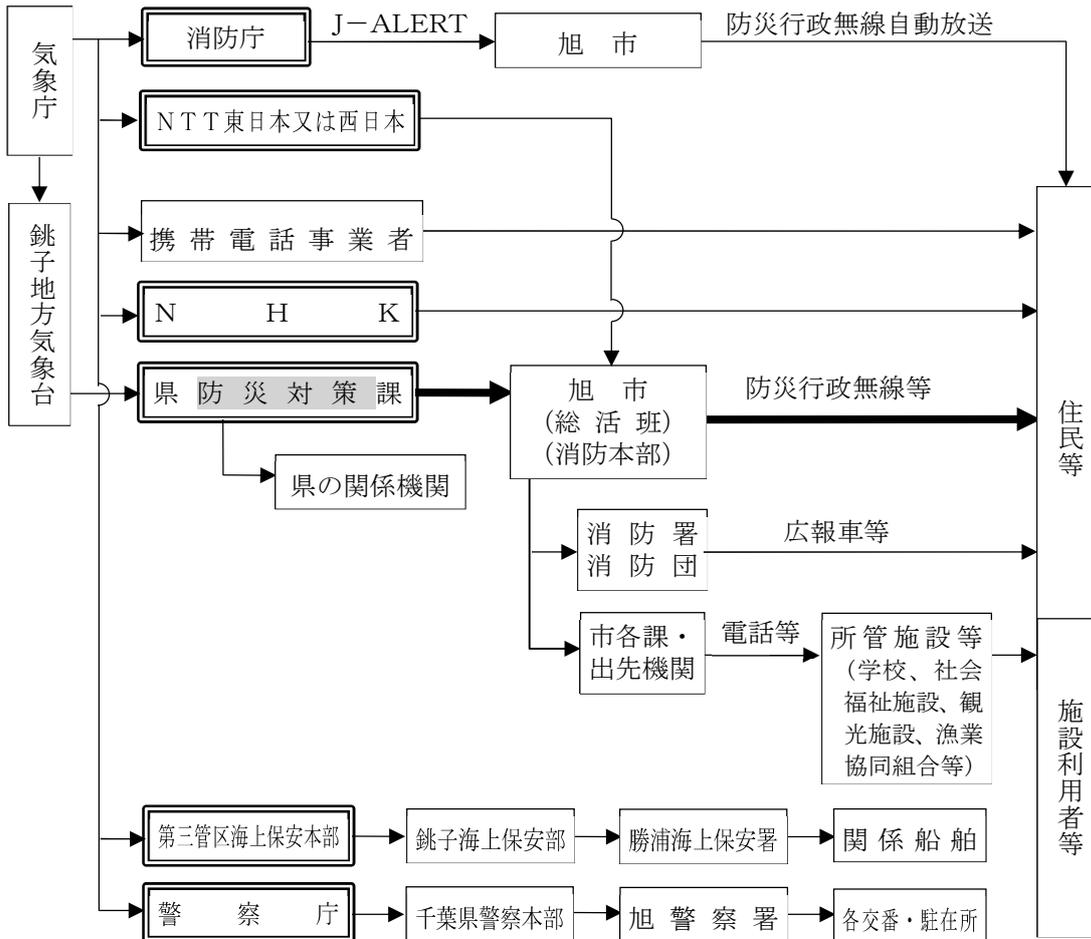
な変動を監視し、市（総括班、消防本部）等への通報に努める。

3. 津波警報等の伝達

市（各班、消防本部、消防団）、県、警察署及び防災関係機関は、あらかじめ定める津波避難計画等に基づいて住民、観光客等に津波警報等を速やかに伝達する。

津波警報等の伝達系統は次の図のとおりとし、津波警報等の解除についてもこの系統図に準ずる。

なお、津波浸水想定区域内での広報活動（広報車の巡回、警鐘等）については、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提に行う。



(注) 二重線の枠の機関は、気象業務法に基づく伝達先
 太線の経路は、気象業務法による特別警報の通知又は周知の義務があるもの
 携帯電話事業者は、大津波警報・津波警報が発表されたときに、緊急速報メールを関係エリアに配信する。

〈情報連絡系統〉

(1) 住民等への伝達

住民等への津波警報等の伝達に当たっては、以下に留意する。

- ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
- イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘、電子メール等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるように、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ、津波標識等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

(2) 海水浴客等への伝達

海岸付近の観光施設、海水浴場等の管理者等は、ラジオ等で積極的に津波情報を収集し、相互に連携して観光客、海水浴客、釣り客等への津波警報等の伝達を行う。

(3) 漁業関係者への伝達

漁港管理者（県）、海匠漁業協同組合等は、相互に連携して漁業関係者、船舶等へ速やかに津波警報等を伝達する。

第2 津波避難対策

津波が発生するおそれがある場合の避難対策は以下を基本とし、具体的な行動等は、市の津波避難計画や各防災関係機関の津波避難マニュアルに定める。

1. 避難指示の発令

地震を覚知した場合、又は気象庁から津波警報等が発表された場合、市（総括班）は津波浸水想定区域を基に避難対象区域を設定し、本部長（市長）は避難指示を行う。

〈避難指示の発令基準〉

種 類	発令基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・災害により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができなくなった状況において、必要と認める場合 ・市長が必要と認める場合

2. 避難指示の伝達

避難指示の情報伝達は、第1「3.津波警報等の伝達」に準じて行う。

3. 避難誘導

市（消防本部、消防団）、警察署及び防災関係機関は、施設管理者等と連携して、市民等を円滑に安全な場所へ誘導する。

誘導に当たる職員、消防団員、警察官、区（自治会）、海水浴場や観光施設の管理者等は、津波避難計画等に定める行動ルール及び退避ルールに従って、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提に活動する。

また、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援を考慮する。

4. 住民等の避難行動

住民等は、地震・津波発生時には、以下を原則として避難を行う。

(1)「自らの命は自ら守る」（自助）を基本理念に、津波警報等の発表や避難指示等の情報を把

握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

避難の際は、「自分たちの地域は地域の人々で守る」（共助）を基本理念に、避難の呼びかけを行う。

津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で自宅や海岸・河川付近に近寄らない。

(2) 地震・津波発生時は、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、避難は徒歩を原則とする。

ただし、避難行動要支援者等で自力による避難が困難などやむを得ない場合は、自転車、オートバイ又は自動車の乗り合わせ等による避難も可能とする。このため、自動車による避難を必要とする避難行動要支援者や避難困難地域を抱える区（自治会）や自主防災組織等は、津波避難計画に定める自動車利用避難の準備・遵守事項を踏まえて行動するものとする。

5. 水門操作

関係機関は水位の変動を監視し、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で水門等の閉鎖活動を行う。

6. 船舶の安全確保

津波が予想される場合や津波等により船舶の座礁等の海難事故が発生した場合、海上保安部及び漁港関係者（県、海匠漁業協同組合等）は相互に連携して以下の安全対策を行う。

(1) 津波が予想される場合、船舶の安全対策について次の適切な措置を講じる。

- ア 避難の要否及び時機
- イ 船舶の入港禁止
- ウ 在泊船舶等の動静把握及び安全対策

(2) 避難又はその他の安全対策措置の必要がある場合、直ちに次の方法によりその旨を伝達する。

- ア 無線放送
- イ 巡視船艇による在泊船舶への通報
- ウ 漁業無線局等への連絡

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興体制

項目	担当
第1 復旧・復興本部の設置	総務部、各班
第2 復興計画の策定	庶務班、各班

第1 復旧・復興本部の設置

1. 復旧・復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、旭市復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌は災害対策本部を基本とし、詳細については設置の際に定める。

2. 復旧・復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構 成 員		任 務
本部長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各課(局)長、教育長、消防長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ市長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 部の編成及び分掌事務

部 名	分掌事務
本部事務局（総務部）	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の庶務
復興対策部（各班）	○住民の生活、文化の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること

(3) 復旧・復興本部会議

構 成 員	事 務
本部長、副本部長、本部員、市長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各班の重要事項の報告

第2 復興計画の策定

1. 基本的考え方

市（庶務班）は、総合戦略等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2. 復興計画の策定手順

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

- ・被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- ・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震、津波による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

そのため、市は、住民・関係団体等と協力して、復興のための合意形成等に配慮する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、検討する。

ア 被災者の生活再建

一刻も早い生活の再建を図るために、住宅、雇用対策や保健・医療・福祉の充実などを総合的に支援し安心して生活できる環境を整え、今回の震災の経験を生かし、市民が災害に負けない夢と誇りを持って暮らし続けることができる地域社会を創造する。

イ 地域経済の再興

被災前の安定した生活を取り戻すことに加え、地域資源を生かした魅力的な観光や新しいビジネスの創造、既存商店街や産業の活性化など、市民、企業、行政が一体となって新たな取組を積極的に進め、地域社会の活力を高めていく。

ウ 都市基盤の再生

被害を受けたライフラインなどについて一刻も早い復旧を行い、今後想定される自然災害にも対応できる安全で安心な生活基盤を再構築する。また、大量に発生した災害廃棄物の迅速な処理、安全な高台への避難路となる国県市道の整備及び被災した教育施設などの復旧と防災機能の向上に努める。

エ 災害に強い地域づくり

災害の教訓を後世に残すため被災原因の調査研究を行い、自然災害への対応はもとより、エネルギー、地域の課題などにも対応した災害に強いまちづくりの実現を目指す。また、防災訓練や防災教育等を充実させ、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、旭市全体の防災力の向上を図る。

3. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関に対して職員の派遣等を要請する。

第2節 生活等の再建支援

項 目	担 当
第1 被災者の支援	各班、東総地区広域市町村圏事務組合、東総衛生組合、(社福)旭市社会福祉協議会、千葉県市町村総合事務組合、東京電力パワーグリッド株式会社、総武ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、千葉公共職業安定所
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	食料班、物資班、旭市商工会、旭市商業振興連合会、ちばみどり農業協同組合、千葉県森林組合、海匠漁業協同組合

第1 被災者の支援

市（各班）及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、広報活動や相談窓口の設置等により、周知や手続きの円滑化を図る。

1. 支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金の支給等

市（庶務班）は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた住民等に対し支援金の申請の受付、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、千葉県被災者生活再建支援事業に基づいて同法と同等の支援金の支給を行う。

(2) 災害弔慰金の支給等

市（福祉班）及び千葉県市町村総合事務組合は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、

負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 災害見舞金の支給

市（福祉班）は、旭市災害見舞金支給要綱により、災害救助法の適用に至らない災害で被災した世帯又は遺族に対して災害見舞金を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

旭市社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金の貸付けを行う。

2. 税金、公共料金等の特例措置

(1) 租税

市（調査班）は、災害の状況に応じて市税条例等により、被災者の市税、国民健康保険税、介護保険料等について、徴収猶予、減免等の災害特例措置を講じる。

国及び県は、国税、県税について同様の措置を講じる。

(2) 公共料金

市、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法適用災害等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

- ア 保育料の減免（福祉班）
- イ 市営住宅家賃等の減免（都市班）
- ウ 水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料の減免等（給水班、上下水道班）
- エ し尿くみ取り手数料の免除等（東総衛生組合）
- オ ごみ処理手数料の減免（東総地区広域市町村圏事務組合）
- カ 電話料金・電話工事費の減免等（東日本電信電話株式会社）
- キ 工事費負担金等の減免等（東京電力パワーグリッド株式会社）
- ク ガス料金の納付延長等（総武ガス株式会社）
- ケ テレビ受信料金の免除等（日本放送協会）

3. 住宅復興支援

(1) 公共住宅の供給促進

市（都市班）は、県等の協力を得て、住宅の供給を促進する。

- ア 公営住宅の空室活用
- イ 災害公営住宅の供給
- ウ 特定優良賃貸住宅のあっせん

(2) 災害復興住宅融資等の利用促進

市（都市班）及び県は金融機関と連携して、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、被災者に周知する。

4. 職業のあっせん

千葉公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

5. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便株式会社における措置〉

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 災害時における窓口業務の維持
- オ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6. 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

市（都市班）は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設若しくは買取り又は被災者へ転貸するための借上げを行う。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空室の活用

市（都市班）は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空室を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

7. 義援金の受付・配分

(1) 義援金の受付と保管

市（財政班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

(2) 義援金の配分

市本部事務局長は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受付団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市（財政班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

第2 中小企業者、農林漁業者の支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

1. 中小企業者への融資資金

市（物資班）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、県等との連携を図り周知する。

2. 農林漁業者への融資資金

市（食料班）は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

また、雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

第3節 災害復旧・復興事業の促進

項目	担当
災害復旧・復興事業の促進	各班、各防災関係機関

1. 復旧方針

市（各班）及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

- (1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。
- (2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。
- (3) 国又は県が財政援助するもの^{*1}については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定^{*2}が実施されるよう必要な措置を講じる。

※1 災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、同法事務取扱要綱及び同法査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※2 公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助の対象となる主な事業〉

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3・4条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	激甚法第3・4条
堆積土砂排除		
湛水排除		
公営住宅の復旧等		
公営住宅の補修	公営住宅法	激甚法第3・4条
公営住宅建設		激甚法第22条

第3章 第3節 災害復旧・復興事業の促進

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
農林漁業施設の復旧等		
農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
共同利用施設、共同利用小型船舶		激甚法第6・11条
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
農業集落排水事業	農業集落排水施設災害復旧事業	
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第9条
土地改良区の湛水排除		激甚法第10条
森林災害復旧		激甚法第11条の2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関		激甚法第3・4条
感染症予防事業		激甚法第19条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱	
水道	水道法	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3・4条
公立社会教育施設		激甚法第16条
私立学校施設		激甚法第17条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第21条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第14条

2. 復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

市（総括班）は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

市（財政班）は、災害復旧事業に係る資金について、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源の調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

市（総括班）は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

3. 災害復興事業の推進

市（各班）は、復興計画に定めた復興整備事業を推進するとともに、事業の進捗管理や評価を随時実施し、必要に応じて事業の見直しを検討する。また、計画期間終了後も継続が必要な事業については、市総合戦略等への引継ぎを行う。

なお、特定大規模災害による被害を受け、行政機能の低下等により復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、県又は関係地方行政機関に対して職員の派遣等を要請する。

附編 1 南海トラフ地震防災対策 推進計画

第 1 節 計画の目的

1. 推進計画の目的

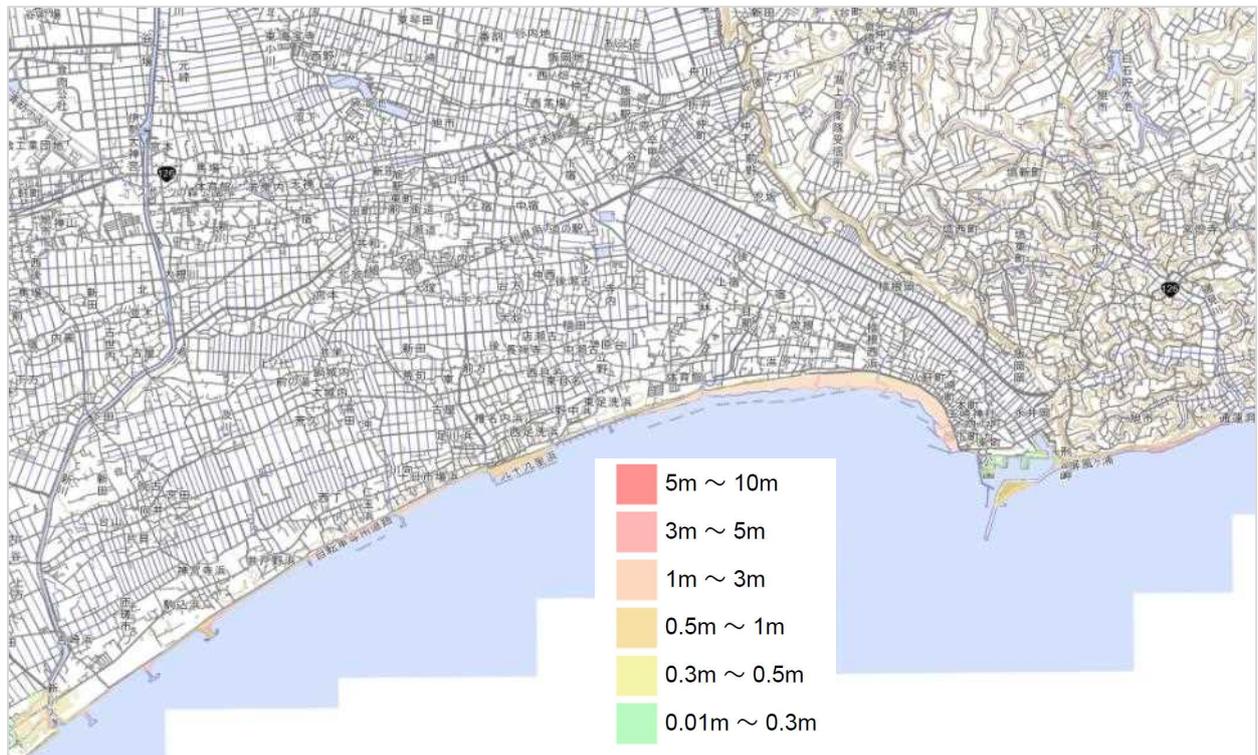
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 地震・津波編」の「第 1 章 災害予防計画」及び「第 2 章 災害応急対策計画」に準ずるものとする。

2. 地震の想定

南海トラフ巨大地震（M9.1）が発生した場合、市内の最大震度は 4 と予測されている。また、地震発生から最短で約 80 分後に津波（高さ 1 m）が到達し、最大津波高は 5 m、海岸や飯岡漁港などが浸水すると予測されている。



南海トラフ地震津波浸水想定（ちば情報マップより）

3. 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又は

プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、総則編「第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 地震防災対策計画

項目	担当
第1 関係者との連携協力の確保	総括班、食料班、物資班
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	各班、防災関係機関
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	各班、防災関係機関
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	各班、防災関係機関
第5 防災訓練計画	各班、県
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	各班、県
第7 南海トラフ地震防災対策計画	総括班、消防本部、県

第1 関係者との連携協力の確保

1. 物資等の調達手配

地震・津波編 第2章「第7節 生活救援」に準ずる。

2. 広域応援の要請

地震・津波編 第2章「第16節 災害派遣・応援要請」に準ずる。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3. 帰宅困難者への対応

地震・津波編 第2章「第18節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

市は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

また、津波防護施設等の整備については、地震・津波編 第1章「第9節 津波災害予防対策」に準ずる。

2. 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、地震・津波編 第2章「第20節 津波災害応急対策」に準ずる。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」及び第1章「第6節 応急対策の環境整備」に準ずる。

3. 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、地震・津波編 第1章「第9節 津波災害予防対策」及び第2章「第20節 津波災害応急対策」、避難所の運営・安全確保については、地震・津波編 第2章「第6節 避難対策」に準ずる。特に要配慮者については、地震・津波編 第2章「第15節 要配慮者対策」に準ずる。

また、津波広報、教育、訓練については、地震・津波編 第1章「第1節 防災体制の確立」に準ずる。

4. 消防活動等

市（消防本部）及び消防団は、地震が発生した場合、次の措置をとる。

(1) 重点活動

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防活動

水防管理団体等は、次の措置をとる。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

5. ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

市（給水班）は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を

軽減するための措置をとる。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、地震・津波編 第2章「第13節 液状化等によるライフライン施設等の応急対策」に準ずる。

6. 交通

(1) 道路

各道路管理者等は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 船舶

在港船舶対策計画については、地震・津波編 第2章「第20節 津波災害応急対策」に準ずる。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7. 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校等の施設管理者は、次の措置をとる。

また、具体的な措置については、施設ごとに「第7 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定し、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 共通事項

(ア) 来場者等への津波警報等の伝達

情報伝達に当たっては、津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- ・ 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常電源（自家発電設備等）の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット

などの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

(イ) 学校等

学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等を設置する庁舎等の施設管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電設備、可搬式発電機等の非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

8. 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、地震・津波編 第2章「第4節 消防・救助救急・危険物等対策」に準ずる。

第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、地震・津波編 第2章「第1節 災害応急活動体制」及び「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広

範に伝達を行うよう留意する。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に警戒配備をとるものとし、その運営体制等は地震・津波編 第2章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。その体制及び周知方法については、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

イ 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ 市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

エ 市は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制は地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

イ 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行うものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

ウ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その報告事項等は地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、地震・津波編 第2章「第20節 津波災害応急対策」による。

イ 避難所の運営・安全確保については、地震・津波編 第2章「第6節 避難対策」による。特に要配慮者については、同章「第15節 要配慮者対策」による。

(6) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として対策を講ずる。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 事前避難対象地域*における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

※事前避難対象地域は、地震発生から 30 分以内に 30cm 以上の浸水が予想される区域が基準となるが、本市の津波到達予想時間は約 80 分であることから、事前避難対象地域は指定していない。

イ 警備対策

警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地震・津波編 第 2 章「第 9 節 災害警備・防犯」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

ウ 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、地震・津波編 第 2 章「第 7 節 生活救援」に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

エ 交通

(ア) 道路

a 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は地震・津波編 第 2 章「第 2 節 情報の収集・伝達」及び同章「第 8 節 交通・緊急輸送」に準ずる。

b 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波浸水が予想される区域内での車両の走行を極力抑制する。周知方法は、地震・津波編 第 2 章「第 8 節 交通・緊急輸送」に準ずる。

(イ) 船舶及び港湾

市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、その方法は地震・津波編 第 2 章「第 20 節 津波災害応急対策」に準ずる。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮する。

オ 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(ア) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

(イ) 市は、河川、海岸及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、市は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

(ウ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・

システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

(エ) 市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は、本節「第7 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

(7) 関係者との連携協力の確保滞留旅客等に対する措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、地震・津波編 第2章「第18節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、市以外の機関が行う滞留旅客等の避難誘導及び保護、食料等のあっせん、市が実施する活動との連携等の措置は、当該機関が作成する南海トラフ地震防災対策計画（本節「第7 南海トラフ地震防災対策計画」参照）に基づき実施する。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達するよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に注意配備をとるものとし、その体制は地震・津波編 第2章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本項「2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」

発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、地震・津波編 第2章「第1節 防災体制の確立」及び同章「第9節 津波災害予防対策」に準じて行う。

イ 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1. 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4. 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5. 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている市管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。

6. 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7. 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8. 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

9. 医療機関、社会福祉施設、学校等

公的医療機関、休日・夜間診療病院、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10. ため池

防災重点農業用ため池の決壊防止のため、地震防災上必要な改修、整備に努める。

11. 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12. 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13. 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の非常電源の整備に努める。

14. 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第5 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的とし、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

その他、防災訓練の実施内容については、地震・津波編 第1章「第1節 防災体制の確立」及び「第9節 津波災害予防対策」に準ずる。

第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報の充実に努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項とする。

1. 市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

附編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

その他、防災教育及び広報の実施については、地震・津波編 第1章「第1節 防災体制の確立」及び第1章「第9節 津波災害予防対策」に準ずる。

第7 南海トラフ地震防災対策計画

県及び市は、南海トラフ地震による津波で30cm以上の浸水が想定され、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者に対しては、必要に応じて届出の勧告等を行うほか、作成義務がない事業者に対しても、自主的に対策計画等に準ずる計画を作成するよう促進する。

〈参考：南海トラフ地震防災対策計画等の提出事業者一覧〉

事業者名	所在地	策定義務
海匠漁業協同組合	下永井 308	あり
亀の井ホテル九十九里	仁玉 2280-1	なし（自主策定）

附編 2 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節 計画の目的

1. 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 地震・津波編」の「第 1 章 災害予防計画」及び「第 2 章 災害応急対策計画」に準ずるものとする。

2. 地震の想定

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、市内の最大震度は 3 以下と予測されている。また、地震発生から最短で約 70 分後に津波（高さ 1 m）が到達し、最大津波高は 7 m、海岸、新川、目那川の周辺、飯岡漁港などが浸水すると予測されている。



日本海溝・千島海溝地震津波浸水想定（ちば情報マップ）

3. 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で M7 以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0 以上の地震が発生した場合に気象庁

から発表される情報をいう。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、総則編「第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市、県及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、附編1 第3節「第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に準じ、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な整備を推進する。

第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

附編1 第3節「第2 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助」に準ずる。

第5節 関係者との連携協力の確保

附編1 第3節「第1 関係者との連携協力の確保」に準ずる。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

項目	担 当
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	各班、防災関係機関
第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	各班、防災関係機関
第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	—
第4 市の取るべき措置	各班、防災関係機関

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

1. 市は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 市は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。
その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。
3. 市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に注意配備をとるものとし、その体制は、地震・津波編 第2章「第1節 災害応急活動体制」に準ずる。
4. 市は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

市は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。その体制、方法は、地震・津波編 第2章「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

旭市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域^{※1}である。

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間^{※2}、後発地震に注意する措置をとる。

※1 内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域

※2 対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間

第4 市のとるべき措置

市が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合にとるべき措置は、附編1 第3節 第3「3. (4) 市のとるべき措置」に準ずる。

第7節 防災訓練に関する事項

附編1 第3節「第5 防災訓練計画」に準ずる。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

防災教育及び広報の内容は、地震・津波編 第1章「第9節 津波災害予防対策」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

1. 市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第9節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成し、市及び県に届け出を行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等(2) 災害応急対策をとるべき期間等(3) 関係機関のとるべき措置3. 防災訓練に関する事項4. 地震防災上必要な教育及び広報 |
|---|

作成義務が生じていない事業者も、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。その他本節に記載のない事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画による。